令和元年第2回葛城市議会定例会会議録(第3日目)

1. 開会及び散会 令和元年6月20日 午前10時00分 開会 午後 3時46分 散会

2. 場 葛城市役所 議会議場 所

3. 出席議員15名 1番 杉 本 訓 規 2番 梨 本 洪 珪 吉 村 始 本 佳 史 3番 4番 奥 松林謙司 谷 原一安 5番 6番 内 野 7番 悦 子 8番 Ш 村優 子 9番 増 順弘 岡本吉 田 10番 司 覚 西井 11番 12番 藤井本 浩

> 吉 村 優 子 15番 西 川 弥三郎

14番 下 村 正 樹

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

13番

市 長 阿古和彦 副 市 長 松山善之 長 杉 澤茂 教 育 総合政策企画監 島 要 介 飯 総務部長 企 画 部 長 吉 川正 人 吉 村 雅央 市民生活部長 芳 前 村 安 都市整備部長 松本 秀 樹 産業観光部長 早 田 幸 介 保健福祉部長 巽 重 人 こども未来創造部長 中 井 子 井 敏 英 浩 教育部長 森 上下水道部長 会計管理者 門 昌 義 昌 治 口 西 監査委員事務局長 村 浩 吉 尚

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 岩 永 睦 治 書 記 吉 村 浩 尚 髙 松 書 記 和 弘 書 記 関 元 瞳 記 福原有 美

- 6. 会議録署名議員 14番 下 村 正 樹 15番 西 川 弥三郎
- 7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

藤井本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回 葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに6番、谷原一安君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

谷原議員 皆さん、おはようございます。日本共産党の谷原一安でございます。ただいま議長の許可 を得ましたので、一般質問させていただきます。

質問に先立ちまして、山形県沖地震におきまして被災されました皆様のお見舞いを申し上げます。

さて、これよりの質問につきましては質問席にて行わせていただきます。

藤井本議長 谷原一安君。

谷原議員 それでは、最初に質問させていただきます。

質問は3項目ございます。1つは、高過ぎる国民健康保険税の引き下げについてでございます。2つ目は、公正で効率的に公共事業を進めることについてであります。3つ目は、政治倫理の確立と信頼性の回復について質問させていただきたいと思っております。

それでは、最初に高過ぎる国保税の引き下げについて質問いたします。

葛城市の国民健康保険加入者は約5,160世帯、加入者人数で言いますと約9,190人であります。市内の3分の1世帯が国保加入世帯であります。しかし、会社勤めで協会けんぽなどの被用者保険に加入しておられる世帯におきましても、退職して年金暮らしとなりますと、後期高齢者医療制度に移行する75歳までの間、ほとんどの方が国民健康保険制度に加入されますので、現在世帯数は3分の1世帯の加入者といっても、ほとんどの方がこの国民健康保険制度にお世話になるということでありますから、国民健康保険制度の問題は市民全体の問題であると考えます。その国民健康保険制度におきまして、国保税の納付が大変大きな負担になっているという声を至るところで聞きます。そこで、まず最初にお伺いいたしますけれども、葛城市の国保加入世帯の所得分布及び国保税の滞納者数についてお伺いいたします。よろしくお願いします。

藤井本議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。谷原議員のご質問に対し、お答え申し上げま す。よろしくお願いします。

本市の国保加入者の所得分布及び国保税の滞納者数について説明いたします。まず本市の 国保加入者の所得分布状況をご説明申し上げます。できるだけ直近の数値でご説明申し上げ るのがよいかと思いますので、令和元年6月時点の数値を用いてご説明申し上げますが、今 年度の保険税算定がこれからになりますので、テストデータでの内容でありますことをご了 承願います。 国保加入世帯数は合計約5,160世帯、被保険者数は約9,190人でございまして、そのうち所得ゼロの世帯は約1,700世帯で、割合的には全体の約33%、被保険者数は約2,270人で、割合的には全体の約24%。100万円未満の世帯は約1,310世帯で、全体の約25%、被保険者数は約2,330人で、全体の約25%。200万円未満は約1,220世帯、全体の約24%で、被保険者数は約2,350人、全体の約26%。300万円未満は約460世帯で、全体の約9%、被保険者数は約1,030人で、全体の約11%。400万円未満は約200世帯で、全体の約4%、被保険者数は約500人で、全体の約5%。500万円未満は約90世帯で、全体の約2%、被保険者数は約230人で、全体の約3%。1,000万円未満は約130世帯で、全体の約2%、被保険者数は約340人で、全体の約4%。1,000万円以上は約50世帯で、全体の約1%、被保険者数は約140人で、全体の約2%となっております。

次に、滞納者数でございますが、本年5月31日においては514人、昨年の同期では489人、5年前の平成25年は502人、10年前の平成20年は497人となっております。 以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 世帯数でもう一度おさらいしますけれども、所得ゼロ世帯、約33%、所得100万円未満が25%、200万円未満が24%、つまり合計いたしますと、所得200万円未満の世帯が国保加入世帯全体の86%であります。さらに、300万円未満世帯が約9%ですから、国保加入世帯の何と95%が300万円未満の所得の世帯なんです。これは自営業者の方、それからあとは無職、年金生活の方、それからあとは社会保険に入ることのできない臨時雇用の方々が多く入っておられるので、国保会計というのはこういう所得の低い方々によって支えられているということなのであります。そうした少ない所得の中から、収入の中から国保税を払うと医療費に回すお金がそもそもなくなってくるということで、保険料、保険税を払っても医療にかかることを抑制しなければならないということで、本当に安心して医療にかかれないという声をよく伺います。また、国保財政はこのように脆弱な基盤でありますから、将来この制度を維持していくのが大変難しくなっているということであります。

そこでお伺いいたしますけれども、こうした国保制度を維持していくために、全国知事会などは繰り返し政府に要望書を提出していると承知しておりますけれども、この点についてはご承知でしょうか。

藤井本議長 前村部長。

前村市民生活部長 ただいまの質問にお答えいたします。

全国知事会、全国都道府県議会、全国市長会、全国市議会議長会など、9つの団体で組織される国保制度改善強化全国大会名の、直近で平成30年の11月付の決議・陳情書では、1つ、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。1つ、今般の国保制度改革が実効あるものとなるよう、毎年3,400億円の公費投入を確実に行うとともに、保険料の激変緩和措置に必要な財源を確保するなど、財政支援を拡充し財政基盤の強化を図ること。1つ、子どもにかかる均等割保険税を軽減する支援制度を創設することなどを盛り込んだ9項目を決議・陳情なされております。葛城市長からも毎年奈良県市長会、近畿市長会に対し、保険給付費に対す

る国庫負担金の負担率の大幅な引き上げを、強く要望を続けているところであります。 以上です。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 全国の首長、それから議会の議長等が集まった大会において、国保財政の強化のために国費投入を求めるというふうな決議を上げられているわけであります。国保税が高くなっている最大の原因は、この制度発足時に国庫負担金が国保会計の約半分投入されていたものが、今は4分の1近くに減額されていることにあります。絶対額はふえておるわけですけれども、比率として国保会計に占める国庫負担金の割合が減っているということであります。そのために、全国知事会は2014年でありますけれども、1兆円の公費投入を政府に要望しております。このように、国保については財政基盤を強化するというのは、これは本当に地方自治体にとって大きな課題になっていると思います。

これは国の問題であるわけですけれども、国保税にはもう一つ大きな問題があります。そ れは今、先ほど紹介されました要望項目の中にありましたけれども、均等割というものであ ります。国保税の均等割の問題であります。会社員や公務員が加入している協会けんぽ、あ るいは組合健保、健保組合などでは、給与所得に応じて保険料は決まっております。所得の ない、例えばお子さんとか学生など、所得のない扶養家族については保険料が発生しません。 ところが、国保税では所得によって税額が決まる所得割というだけではなくて、所得のある、 なし関係なく、世帯人数によって国保税がかかる均等割というものがございます。また、1 世帯にかけられる世帯割というものもあるわけですけれども、この均等割は所得が発生しな い子ども、言ってみれば赤ちゃんまでその人数に、均等割が世帯主に負担させられるわけで あります。つまり、均等割は所得に関係なく金額は一定ですから、子どもが多い世帯は大変 大きな国保税負担を強いられることになります。この国保税を支払える国保税にするために、 現役世代と同様の負担率に下げていくことが大きな課題となっております。せめて協会けん ぽ並み、現役世代が所得に対して負担しているその負担率と同じ程度まで国保税の負担を引 き下げていく。それが公費1兆円の根拠なのであります。つまり、支払える国保にしなけれ ば滞納者がふえる、滞納者がふえれば赤字がふえる。そうすればまた国保税を上げる、上げ たらますます滞納者がふえる。まさに悪循環で、国保会計がますます脆弱になると。だから 支払える国保税にしていくということは、非常に大きな課題なわけであります。その上で子 どもの均等割というものは、子育て支援という観点からも、これを何とか減免していくとい うことが求められているのであります。

今、全国の地方自治体におきまして、全国で今、大体30を超える市町村で、子どもの均等割を子育て支援として減免したりしている自治体がふえてきております。私は、葛城市においてもこうした支援を行うべきではないかと過去、質問してまいりました。今年度は奈良県におきましては、上牧町でこの子どもの均等割軽減措置に踏み切られているようでありますけれども、そこで質問いたします。

葛城市はこれまで、奈良県下12市で最も安い国保水準でありました。それは合併してから、 負担は低く、サービスは高くというモットーで、歴代市長が国保税の水準を抑えるために、 言ってみれば法定外繰り入れを一般会計から国保会計に行ってきたわけであります。この法 定外繰り入れは県単位化によって、奈良県によって禁止されて、現在はこの繰り入れをやっ ていないわけでありますけれども、そこで質問いたしますけれども、これまで法定外繰り入 れを一般会計からどれぐらいの金額、毎年行っておられたのでしょうか。およその金額で結 構ですから、教えてください。

藤井本議長 市民生活部長。

前村市民生活部長 葛城市が行ってきた一般会計からの財源補てんとしての法定外繰り入れ金額ですが、平成16年10月の葛城市誕生から平均約1億1,000万円を繰り入れてまいりました。 以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 合併して以来毎年、一般会計から1億1,000万円を確保して措置してまいったわけであります。ところが、昨年奈良県の県単位化ということで、その動きの中で奈良県の方から法定外繰り入れは禁止だということになりましたから、この1億円が、ある意味では一般会計の中でこれまで国保会計に繰り入れられたものが、ある意味では浮いてしまったわけであります。私はこの県単位化の議論の中で法定外繰り入れが禁止される、そうするとこの1億円余りの財源が余るので、ぜひこれについては国保加入者に還元する、例えば健康増進等、これは国保加入者に限りませんが、この財源をぜひ、葛城市民の健康増進のための予算に充ててほしいということを要望しました。

初年度につきましては、この1億円は葛城市の国保会計の財政基盤が非常に弱いということで、財政基金がほとんどなかったわけであります。ここに1億円積み立てていただきました。これは毎年1億円程度、言ってみれば繰り入れてきたわけでありますから、今年度につきましては高校生、18歳までのお子さんの医療費を、一部窓口負担を除いて無償化していくという阿古市長の公約実現に、これは1,400万円使われたわけでありますけれども、私は毎年そうやって、歴代の市長が市民サービスのために住民の負担軽減、健康増進のためにこういうふうにやってこられた措置をぜひ生かしていただきたいと思っているわけであります。そのためには、私は子どもの均等割というものを、今、全国の市町村で広がっていますし、あるいは先ほど紹介がありました全国知事会、市長会、あるいは議長会等も、この子どもの均等割の軽減については国に支援する制度を求めるということでありますけれども、葛城市独自にこれまで頑張ってこられてきた予算等も、ある意味では宙に浮いてきたわけでありますから、ぜひここに投入して子どもの均等割軽減、そして葛城市独自の国保税の申請減免制度を設けるべきではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

藤井本議長 市民生活部長。

前村市民生活部長 奈良県では負担の公平化の観点から、同じ所得・世帯構成であれば、県内どこに 住んでも保険料水準が同じとなるよう、令和6年度の統一に向けて各市町村が保険税率の調 整に取り組んでいるところでございます。減免制度についても、現在は市町村ごとに取扱い に差異がございますが、保険税率同様、令和6年度には統一していく方向で奈良県国民健康 保険市町村連携会議において協議されているところですので、市町村が独自の減免制度を実 施することはできないものと考えております。保険税の減免につきましては、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公費の扶助を受ける者、その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより行うものであります。天災等による被害からの生活再建や所得の減少に伴う生活困窮により、担税能力がないと認められる場合に行うものであり、形骸的な理由に基づくものに関しては、制度設計の中に組み込まれるべきと考えております。18歳未満の均等割に関しましては、引き続き市長会等を通じて国に要望を続けてまいりたいと考えます。

以上です。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 なかなか厳しいご回答でありますけれども、1つは奈良県の県単位化の問題でありますけれども、確かに黒滝村とか上北山村、下北山村のように、非常に国保加入者の母数が少ないところでは、高額医療費を受ける方がふえるとたちどころに国保税が上がっていくという問題があるので、人口減少の中で升を大きくして、全体でこの国保を守っていこうということで県単位化が進められていると思います。しかし、そうしたことで統一水準に、葛城市も保険料水準を、令和6年ですか、県下統一ということになれば、県全体に、葛城市の国保加入者もまさに県全体の義務を果たすわけでありますから、それとは別に葛城市が市町村の基礎自治体として独自に、住民に対して何らかの医療サービスについて援助していくというのは、私は可能であるし、またしなければいけないと考えておりますので、ぜひこの子どもの均等割軽減とか、申請減免についてはぜひお考えいただきたいと思います。

とりわけ申請減免につきましては、広陵町が大変すばらしい町独自の申請減免制度を持っております。と申しますのは、今、前村市民生活部長の方からお話がありましたけれども、生活保護受給者については免除されるわけであります。免除された上で医療も受けることができるわけでありますけれども、年金暮らしの方の中には、生活保護を受けずに頑張っておられる方もいらっしゃるわけですけれども、その方々について、いわゆる所得が生活保護水準になると。少し、1.2倍とか1.3倍という方々に対して、この減免措置を行っているというものであります。この点につきましては、やはり医療で命に差はないわけですから、命は平等なわけですから、貧困をもって医療を受けにくくなるということがないように、ぜひ考えていただきたいと思います。

以上を申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、2番目ですけれども、公正で効率的に公共事業を進めるために、市政運営のあり方 について幾つか質問させていただきます。

私は市会議員になって以来、道の駅かつらぎ建設事業にかかわる不正問題について真相の 究明、そして責任の追及、さらには再発防止策の提案ということを一般質問において行って まいりました。道の駅不正問題につきましては、調査特別委員会が設けられています。調査 を継続しているところでありますけれども、本日の一般質問におきましては、この再発防止 策の現状について質問してまいりたいと思います。

まず最初に質問いたしますけれども、入札制度の現状についてはどのようになっているで

しょうか、お伺いいたします。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 おはようございます。総務部の吉村でございます。ただいまの谷原議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

入札制度の改善ということでございます。従前、予定価格が3,000万円以上の土木一式工事、それから建築一式工事、それから予定価格が2,000万円以上の舗装工事と、こういったものにつきましては、指名競争入札ではなく総合評価落札方式の入札を行っておりました。その総合評価落札方式で技術提案というものがございまして、設計よりも品質の高い工事が施工されるといったメリットがあったわけでございますけども、残念ながら本市におきましては道の駅かつらぎ等々で不正行為となった事象もあったことから、平成30年度から一般競争入札へと転換をいたしておるところでございます。

ちょっと余談になりますけども、最近の入札におきまして、不調に終わるというケースが 散見をされております。主に建築工事に限って散見をされておるわけでございますけども、 その要因といたしまして、多数の主任技術者ですとか監理技術者といった方々が、大阪北部 地震ですとか東日本大震災ですとかの各地で発生している被害の復旧工事に従事されている ということから、人員がそちらに流れていると。また、その建設資材等も同じように流れて いるということで、不足をしているということが不調の原因というふうに考えておるところ でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 総合評価落札方式においては談合事件等もあって、一般競争入札へ転換したということで あります。また、入札の不調につきましては、主に外部要因というふうに承りましたけれど も、私は昨年度から入札及び事業の執行の様子を見ておりますけれども、また議会でも委員 会等で話題になりますけれども、年度末ぎりぎりになったために競争入札が困難になったり とか、先日も質問しましたが、事故繰り越しとなる事業が出たりとか、どうも入札やその後 の事業の進捗において、スムーズに仕事が進んでないようにも見受けられます。確かに外部 要因等もあるのかもわかりませんけれども、私は入札において競争性や透明性を確保するの は当然でありますけれども、入札契約業務に精通する職員の確保など、検討すべき課題が多 くあるのではないかと思います。また、随意契約におきましても、やり方によっては業者と 癒着するということの温床になるわけですけれども、これはコストを抑えて効率的に事業を 遂行するということも可能であります。公共事業にあっては地元の雇用をふやしたりとか、 地元企業を育成したりして、災害時などいざというときには協力を受けるということもある わけでありますから、なかなかこの公共事業については、入札契約についていろいろと検討 すべきところはあろうかと思います。引き続き、利権を排して公正かつ効率的に住民福祉を 向上させることができる公共事業の入札契約業務、その遂行のあり方について、改善に努め ていただくことをお願いいたします。

次に、監査の強化ということを求めてまいりましたけれども、現状はどのようになっておりますでしょうか。

藤井本議長 監查委員事務局長。

吉村監査委員事務局長 監査委員事務局、吉村でございます。よろしくお願いいたします。谷原議員 の質問にお答えさせていただきます。

今年度より監査体制の強化ということで、監査事務を行う専任の職員を1名増員していただきました。監査の内容におきましても、例年定期監査は4日間で全ての部署を監査しておりましたが、本年度から定期監査を2回に分けて実施し、日数をふやしたいと考えております。また、今までの審査に加え重点監査項目を設定し、それに関連した書類を各課に提出願い、直接確認していきたいと考えております。また、本年2月には使用料について随時監査を実施いたしました。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 本年2月に随時監査を実施したということであります。その随時監査の報告については、この本定例議会の初日、本会議で議場に配付されております。大変、私は立派な監査報告であるなと感心いたしました。新たな監査強化の一歩が始まっているなと思ったわけであります。随時監査というのは、これまで行われていなかったわけであります。目的を決めて、原課に赴いて帳票等をちゃんと監査するというのは、ほかの市では行われていたようですけれども、葛城市では行われていなかったので、新たな出発であるなと思います。その中に、この報告書の中の一節、ちょっと読んでみます。こう書いてあるんです。

監査の対象となった各課の使用料、事務が関係法令及び規則等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、平成29年度及び平成30年度について、提示のあった関係書類等に基づいて帳票書類等の突合や担当職員に質問を行うとともに監査を実施したと。つまり、監査の方法というのは、関係法令と規則によってるかどうか、かつ合理的かつ効率的に事務が行われてるかということで監査を行うわけですから、監査事務局員の能力も見識も要求されるところでありますけれども、きちっとした監査報告を出していただいております。5つの課に対して使用料の監査を行い、4課において9つの注意、改善すべき点を記しております。私は、こうした監査による改善について指摘があった場合、原課においてはすぐに改善されることを求めたいと思いますし、またそのことをしっかり検証していく中で、監査の権威を高めていくことが大事だろうと思います。監査の権威が高くなれば、職場の規律を保つ抑止となるわけであります。不正の再発防止になるわけでありますから、ぜひ引き続き監査事務局におかれましては、監査の強化に努めていただくことをお願いしたいと思います。

次に参ります。前回の3月定例会の一般質問で、私は暴力団排除条例を実効あるものにするということについて取り上げました。これは、要は談合事件の中で反社会的勢力の影響が前副市長等に及んでいたということもありまして、ぜひこの反省から、現実にある葛城市の暴力団排除条例でありますけれども、どうも実効性が担保されていないと思いましたので、幾つかご提案も申し上げて一般質問したわけでありますけれども、この点について何かご検討されましたでしょうか。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

議員お述べのとおり、本年3月議会でご質問をいただき、種々提案をいただいたわけでございます。その検証と、それから現状の問題点の整理を今現在いたしておるところでございまして、条例改正に向けた具体的な進展としては目に見えたものはございませんが、2年に1度の葛城市入札参加資格審査申請というのが、指名願と言われているものでございますけども、その要領の中に欠格要件というものがございます。そこに、今までの表現よりも具体的に記載をするということをまず検討しておるところでございます。

その内容といたしましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団または暴力団員が実質的に経営に関与している場合、それから役員等が暴力団員である場合、それから役員等がその属する法人、もしくは法人格を持たない団体、自己、もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、または第三者に損害を加える目的で暴力団または暴力団員を利用している場合、役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的、もしくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与している場合。それから、役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合といったことを追加で規定するということと、それからあわせまして、今まで添付書類というところで誓約書というものを提出いただいておったわけでございますけども、その誓約書に同意書という部分もあわせて含めまして提出をいただくと。その同意は何かといいますと、何かあったときに警察への照会をするということに対して同意をするというような内容の同意書を検討しているところでございます。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 3月議会に続いての6月議会ということで、年度当初の大変お忙しい中でいろいろ検討していただきまして、ありがとうございます。条例改正に至らなくても、先ほどおっしゃいましたように要綱とかあるいは規則、そういうところで改善されていってるんだなということで、感謝申し上げます。

この警察への照会ということが1つ、この暴力団排除条例について大きな問題でありまして、何をもって照会するかということが、1つ照会をかけるときの大きなネックになっているわけでありますけれども、全国の進んだ事例を見ますと、先ほど述べましたような形で、同意書の中の誓約書の中に、照会をかけることがありますよということを明記しておくと。前回申しましたが、例えば暴力的な行為に出るとか、そういう行為要件が発生すれば、それをもって照会をかけていくということになれば、葛城市の暴力団排除条例では市長が疑いあるときは警察に照会をかけるということになりますから、市長に大変な負担がかかるわけですけども、こういう形でその負担を低くして、警察との連携をやりやすくするという点では大変い改善になるかなというふうに考えます。

さて、以上改革について、幾つかこれまで要望申し上げたことについて、どのように今進んでいるかということをお尋ねしたわけですけれども、最後に大字要望制度について幾つか

質問させていただきます。

昨年度から、区長さんから大字のさまざまな要望について優先順位をつけて市の方に提出 していただき、市の方では市全体を見渡して、優先順位の高いものから、その大字のさまざ まな要望を、順位をつけて優先順位の高いものから予算化して実施していくという制度を行 ってこられています。そこで、その運用状況についてお尋ねしたいと思います。

藤井本議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまの谷原議員 の質問でございます。

大字要望の実施件数等でございます。平成29年度よりスタートいたしました大字要望制度について、これまでの運用状況を申し上げたいと思います。平成30年度予算向け大字要望の申請状況は、要望書の提出大字は36大字、要望総数は162件ございました。そのうち、予算措置を行い担当課が実施した事業が48件、国・県等他団体へ要望すべきもので要望済みのものが36件、大字との調整が必要なものが27件、平成30年度には実施予定がなく予算措置が見送られたものが51件となってございます。2年目である平成30年度に行いました平成31年度予算向けの大字要望の状況につきましては、要望書提出大字が43大字、要望総数が244件でございました。そのうち、予算措置を行い担当課が実施する予定の事業が92件、国・県等他団体へ要望すべきもので要望済みのものが42件、県への要望をする前に関係機関と調整が必要なものが2件、さらに、大字との調整が必要なものが21件、要望後に大字より要望を取り下げられたものが1件、本年度には実施予定がなく予算措置が見送られたものが86件となっている状況でございます。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

各原議員 来年度予算等に向けては43大字から244件要望が上がっておるということで、実施予定が92件ということですから、順調に制度として始まったのかなと思いますけれども、私が聞いている意見としては、声の大きいところとか、どういうふうに決まっているかわからんというふうなところがなくなって、いい制度ですねというふうなご意見も伺っています。ところが、一方では問題点もたくさん伺っているわけであります。その1つは、例えば事故が起きると。事故が起きたので、そこを何とかしてほしいと要望があると。それを区長さんを通じて上げるんですが、それは来年度の予算要望ということになって、こんな事故が起こっているので、早くそこを何とかしてほしいという住民の高い関心があるにもかかわらず、事故が起きた1年後に予算化されるというふうな例もあります。こうしたとこら辺の批判、どのようにお考えなのか、改善していくべきなのか、どうお考えなのかについてお聞きします。

藤井本議長 吉川部長。

吉川企画部長 ただいまの緊急度の高いものの対応ということでございます。

それに対しましては、この大字要望制度を定着させるとともに、道路の陥没等危険箇所の報告や緊急に対応を要するものにつきましては、既に担当部署が情報を得た時点で、職員がしっかりと確認した上で、その要望について、その課の判断基準に基づいて検討を行い、当

該年度内の事業実施も含めて市役所としてどう対応できるのか、あるいはどう対応すべきかを決定し、その結果を区長へ早急に連絡するなど、円滑に事業が進むように運営面で配慮していきたいというふうに考えておりまして、またこうした対応の状況について、庁内でしっかりと情報共有をできるようにする仕組みを現在検討している状況でございます。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 道路補修等要望書というのは、道路陥没、緊急なものについて直ちにということで、もう 一つそういう制度があるわけでありますけれども、例えばガードレールの設置とか、かなり お金がかかる問題について、緊急度が高い事故等が起きた場合の対応について、またぜひ柔 軟に、ちょっと検討していただきたいと思います。

2つ目に、この大字要望に関するご意見なんですけれども、住民の方が市役所に行かれて、担当課にここを何とかしてほしいと要望を出されたときに、担当課の方の職員が、いや、それは地元の区長さんを通して上げてくださいというふうに言われると。そうすると、市役所は住民の声を聞いてくれへんのかと、市民である前に大字区民であることが大事なのかということで、なぜ区長にわざわざ通さなければいけないんだというふうなご意見もいただいています。これは区長さんとの関係性もあるんだろうというふうに思うんですけれども、やっぱり市民の方が役所に来られて具体的な要望を述べられたときは、それはちゃんと聞いていただいて、区長との連絡をとりながらこの大字要望書なりに反映するか、あるいは市政全体の事業の中に位置づけるかして、そこら辺を今、大字要望制度ができたために機械的に住民さんの声を全部区長さんに振り分けるということは、ちょっといかがなものかなと思いますので、この点についてどうお考えか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

藤井本議長 企画部長。

吉川企画部長 ただいまのご質問でございます。住民の方が直接要望に来られたときには、担当課で 今まで区長を通じてしてくださいというふうな返答もあったようでございますけども、直接 市民の方が市役所へ来庁されまして要望された場合には、市の担当課としてしっかりと市民 の声を聞きながら、要望の中身について十分確認の上、その該当する大字区長への報告も含 めましてスピード感を持って対応できるように、円滑な制度の運用に努力してまいりたいと 考えております。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 大字要望制度につきましては、最初に申しましたように、結構市民の方からはいい制度だなと、わかりやすくなるし、それで市域全体に必要なところにちゃんと予算が回っていくというのは、これは大事だなというふうな声は、これは大前提なんですけれども、その中にこういう一部、機械的になると市民の方の信頼を損ねるということが出てまいりますので、その点についてはよろしくご配慮お願いします。

時間がなくなりましたので、これは質問する予定でしたけど、こちらの方でちょっと要望 を申し上げたいと思うんですけれども、もう一つ伺っていますのは、一連の工事について大 字間での予算のバランスをとるために、1つの大字にたくさんの予算を使えないということで、一連の工事が毎年細切れに進んでいくと。そうすると住民の方からは、こんなん予算の無駄遣いやと。何で毎年細切れにやるんだと。毎回業者が来て、また、業者をかえてと、毎年そういうことをやる、これは効率が悪いんじゃないかと。そこら辺、確かにバランスをとるのはいいんだけれども、やはりそこは、そこもコストの方も含めて検討していただきたいこともあります。なかなか大字要望制度、いい制度ですけれどもいろいろと問題点も生じているようですので、把握していただいてよりよい制度にしていただきますようお願い申し上げまして、2番目の柱の質問を終わらせていただきます。

最後になりましたけれども、政治倫理の確立と信頼の回復についての質問に移ってまいります。

これは新聞報道等でも、市民の皆さんもご存じのことだろうと思います。国や県、葛城市の補助金でのみ運営されておりました加守地域保全向上委員会の長に、本議会に所属しておられます西井議員が就任していた問題につきまして、葛城市政治倫理審査会は6月5日、審査結果回答書を葛城市議会議長宛てに提出されました。審査会は、葛城市政治倫理条例に違反する事実があったことを認定して、その上で当該議員が補助金執行状況について、地域住民に納得していただけるように対応を求める旨の附帯意見をつけております。この回答書の内容、及び2回ほど審査会は開かれておりますけれども、その議事の要点については葛城市のホームページにも公表されているところであります。議会の役割というのは、行政を監視するという仕事がございます。行政の不正をただす仕事をするわけでありますから、葛城市政治倫理条例にうたわれていますように、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対してみずから進んでその高潔性を明らかにしなければならないと考えるものであります。

そこで、私はこの審査結果回答書の説明を、議長である藤井本議長から議会全員協議会において受けた際に、今定例会におきまして葛城市議会として、あるいは議長によってでも結構でありますから、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するための措置を講ずることを私は求めました。その場でのお話でしたので、議長からは預かっておくということで、本会議の初日の全員協議会において回答するという旨、いただきました。その回答の中で、最終日にこのことについてはご提案したいというふうなお答えでありました。私は、政治倫理審査会が議会の求めに応じて審査結果を出されたわけでありますから、その結果に対して議会がしっかりと姿勢を示すということは、これは議会の信頼回復、議会の品位と名誉を守って、市政に対する市民の信頼を回復するために必要であると思います。したがいまして、議会の最終日にしかるべき措置がとられることを強く願っておるところであります。

さて、この加守地域保全向上委員会の補助金執行に不正があることにつきましては、1年以上前、加守地域の住民の有志の方の告発がございました。その告発に基づきまして、1年前のこの6月定例会で、これは岡本議員が一般質問で取り上げられました。補助金適正化法違反の疑いがあるのではないかとか、会計検査院が入れば補助金の全額返金もあり得るのではないかとかいうことがその質問の中で問われたわけですけれども、担当課がどのような実績報告、会計報告を受けていたのか、理事者は調査すべきであるというふうなことで質問さ

れました。その指摘を受けまして、副市長は次のように答弁しておられます。

これは議事録に残っておりますから、その部分を読み上げますけれども、「ご指摘のような疑義が出てまいっておるわけでございますので、そこにつきましては、まず担当課の方で、その交付金の取扱いあるいは領収書の書類の取扱いの妥当性も含めて、場合によったら県庁や国といった関係機関ともご意見をいただきながら、まずは確認していくべきと思っておりますので、さように指示したいと存じます」とあります。

そこでお伺いいたしますけれども、これについては調査なり、何か確認なりされたのでしょうか。お答え願います。

藤井本議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いします。ただいまの谷原 議員の質問にお答えいたします。

平成30年6月21日開催の平成30年第2回葛城市議会定例会におきまして、確認指示を受けました加守地域保全向上委員会に係る交付金による活動が適正であったかを確かめる調査に関しまして、昨年の6月議会終了後直ちに着手し、当時担当しておりました職員、向上委員会の方及び加守土地改良区の方などへの聞き取り調査を開始いたしました。また、市に保管されております提出された書類につきましても、調査のほか不明瞭な点を明らかにするための書類提出を順次求めてまいりました。ただ、複数の業務を抱える中、関係者との面会の日程調整に手間取ったり、関係者の記憶が曖昧だったりしたため相当の時間を要し、結果として本件調査が著しくおくれておりますことをおわび申し上げます。

以上でございます。

藤井本議長 谷原君。

谷原議員 調査はしておるけれども、まだ結論は見ていないということであります。1年もたっているわけであります。さらに、議会としてはこの問題、岡本議員の一般質問を受けて、昨年度議会全員協議会で政治倫理審査会への審査を求めることを決めました。1つは補助金団体の長についていたことがどうかということと、もう一つは補助金の執行に問題があるのかどうかということを、審査をお願いするということで、吉村優子前議長がこの2つのことを審査するように政治倫理審査会に要請したわけであります。これは、補助金団体の長に議員がついてはならないという政治倫理条例の目的は……。

(「議長、本人がおるのに、これやってええんか」の声あり)

谷原議員 それは、みずから倫理性をしっかりと示すというのが議会の役割だと私は思いますから、 議会においてしっかり議論することが私は大事だろうと思っていますので。

藤井本議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時51分 再 開 午前11時02分

藤井本議長 再開いたします。

谷原君。

谷原議員 私がこの問題を取り上げましたのは、政治倫理の確立という観点からであります。そのこ

とを念頭に置いて、引き続き質問を聞いていただければと思います。

補助金団体の長に議員がついてはならないという政治倫理条例にありますのは、議員としての地位によって影響力を行使して、自己の利益を図ることがあってはならないということであります。したがいまして、例えば補助金の使途について、実績報告が虚偽であった場合、担当課の職員が、相手が議員であるからということを忖度して、あるいは疑いを持たれると、忖度したんじゃないかと疑われる、そういうことを避けるために、こうした補助金団体の長につくというのはただ補助金を受けるだけじゃなくて、その執行についての報告義務があるわけですから、その点について議員がそういうところについてはならないということだろうと私は考えます。

したがいまして、昨年9月20日に第1回政治倫理審査会が開かれたんですけれども、会計の執行状況の調査は審査の範疇を超えているという判断をされた委員さんもおられます。これは確かに監査にかかわることですから、専門的な能力も必要ですし、難しかったということもございましょうけれども、それが第2回政治倫理審査会では、吉村議長にかわった藤井本議長の方から、加守地域保全向上委員会の補助金執行状況について疑義を呈された地元関係者の方と数回にわたってお話をされて、これらの疑義については加守地区の問題である、だから地区内で協議してもらうことになったということで、審査会結果報告書にもありますけれども、藤井本議長から補助金執行状況については審査対象としないことを確認されたということで、今回の審査結果につきましては、この点については審査がされてないということなのであります。議会としてはぜひ審査してほしいということでしたのですが、2月25日に議長の方からそういうことを22日に申し述べたということで、結果報告だけを聞いたということになったわけでありますけれども、私が今回この問題を取り上げましたのは、それを5日後の6月10日に、加守地区の住民団体、加守をよくする会が、この点におきまして県と市に住民監査請求を起こされたわけであります。

私はこれが、新聞を見ましてじくじたる思いになりました。もう1年以上前に、加守地区の方がいろいろと資料も提供されて告発された、それを議員が取り上げた、一般質問しました。その中で先ほどありましたように、原課に対して、担当課に対して調査確認をすると。ところがそれが1年間たっても結果が出てこない。議会が求めましたけれども、政治倫理審査会で先ほど言いました、補助金団体の長につくことによってある意味では議員の影響力が行使された可能性もあるので、実績報告書なんかがちょっと疑いが出ているということなので、これもちゃんと調べてほしいということも、実はこれは取り上げられなかったと。そうすると、住民の方はどうするかというと、地方自治法に基づく住民監査請求というのは、これは最後の手段です。これは大変労力がかかるものなんです。つまり、不正があったことを証する書類等を添えてこれを請求しなければいけませんから、そういうものをちゃんと整えるその労力とか、あるいは勇気をもって実名で公表されるわけでありますから、地元の問題をこういうふうに公表される、そこまでされる、その正義感と倫理観の高さ、使命感の高さについては私は敬意を表しますけれども、しかし、議会が行政をちゃんと、どうであったかということで一般質問で取り上げ政治倫理審査会にもかけたものが、結果として住民の方の

信頼を得ることにならなかったのではないかということで、私は大変、この新聞記事を見まして、ちょっと恥ずかしい、みずからそういう思いになったわけであります。したがいまして、住民監査請求は行われています。しかしこれとは関係なく、私は、議会は議会としてこの問題についてしっかりと継続して調査をしていくべきであろうと思います。

今後の調査のことにかかわりまして、1つ質問しておきます。加守地域保全向上委員会は、 当初は県から補助金を受けていましたけれども、義務づけられている実績報告について、県 に直接提出されていたのでしょうか、それとも葛城市の担当課が受け取って、県に送付して いたのでしょうか。お答え願います。

藤井本議長 産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。

提出された書類を審査しているのかということでございますが、この交付金事業にかかわらず、市の単独事業、国や県の補助事業につきましても同様に、提出された書類に不備はないか、記載漏れがないか、書類が全てそろっているかなどを確認しております。今回の交付金事業につきましては、提出された書類の金額の整合性の確認はしており、補助事業であれば県に対して完了報告、または実績報告として書類を提出しております。

以上でございます。

谷原議員 市の方が受け付けて、県の方に送ったということだろうと思います。最後に一言だけ申し述べて終わります。1年前に約束された議会での調査でありますから、議会の一般質問で取り上げられた調査でありますから、これは市長におきましても、ぜひ市独自に監査、住民監査請求等にかかわらず、しっかりと結論を出していただきたいとご要望申し上げまして、私の発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

藤井本議長 谷原一安君の発言を終結いたします。

次に、9番、増田順弘君の発言を許します。

9番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。 3 点ございます。

まず1点目、体育施設の整備状況とその運営について。2点目は、市道兵家・南今市線の問題解決に向けて。3点目は、空き家対策について質問をさせていただきます。なお、これよりは質問席にて進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

藤井本議長 増田君。

増田議員 それでは、よろしくお願いをいたします。本市には、合併をしたという関係もございますけれども、近隣の市町村と比べますと、より多くの体育施設が備わっております。また、多くの市民の皆さんがその施設を利用していただいておりますが、どの施設におきましても老朽化、また耐震化もおくれている状況でございます。しかし、市民の方々が利用していただく上で、安全確保は十分にご配慮をいただきたいと願うところでございます。

そのような中で、今年秋に実施をされます全国中学校サッカー大会が本市で開催されるに 当たりまして、もとの老朽化した芝生をよりハイレベルに管理をするための機械を導入をし ていただきました。そのグラウンドでございます第1健民グラウンド、それから新町公園球技場でございますけれども、現在の芝生の状況について、また、今回美しく管理された芝生については、今後多くの市民の皆さんに利用していただけるようご配慮いただくことかと思いますけれども、今後の利用についてお尋ねをいたします。

藤井本議長 森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井です。ただいまの増田議員の第1健民グラウンド及び新町公園球技場 のグラウンドの整備状況と利用についてご説明させていただきます。

本年度、芝生管理アドバイザーとの業務委託契約を結び、芝生管理のアドバイスやノウハウ等の提供を受けながら、グラウンドの整備を進めてきております。昨年度補正予算で芝生管理用機械を購入しておりますので、ソフト面・ハード面ともにグラウンド整備の環境は整っており、整備状況は順調に推移していると考えております。

現在は芝生管理アドバイザーの指導のもと、芝生の養生を行うとともに、グラウンドの隅の段差をなくし、なだらかな傾斜を形成、そこに芝を植えることにより、段差のない、けがをしにくいグラウンドにするため、整備を進めております。現状の進捗であれば、全国中学校サッカー大会はかなりいい状況で迎えることができるものと考えております。両グラウンドの利用につきましては、現在は芝生養生のため芝生面の利用についてはお断りさせていただいている状況でございます。全国中学校サッカー大会以降は一般貸し出しを再開し、質の高い天然芝のグラウンドで、プレーを市民の皆様にも体験していただきたいと考えております。ただし、毎日の貸し出しにしますと芝の品質維持が困難となることから、芝生管理アドバイザーの指導のもと、養生のための休場日を設定することも今後検討する必要があると考えております。

以上です。

藤井本議長 増田君。

増田議員 先日、私も芝生を見に出向きまして、すばらしい、誰も入ってないからすばらしいというのは当然かと思いますけれども、雑草1本もないという状況で、すばらしい管理をしていただいてるなというふうに感じました。広いグラウンドでございますので、今後使うとなれば個人で利用されるというふうなことは想定できないのかなと。団体のスポーツが利用の範囲になるのかなというふうに思いますけれども、サッカー場という限定された施設でもないというふうに私は認識をしておりますので、サッカー以外にどのようなスポーツの利用を想定されているのか、また利用規定等を設けて、先ほどございましたように芝生に負担のかからない、長くきれいに使うために、そういう決まり事も十分決めておく必要があるのかなと。

例えばラグビーの練習をしたいと、芝生でするスポーツですので、そういうようなことは、いや、お断りしていますとか、ある一定の利用規定というのは当然備えるべきかなというふうに思うんですけども、その辺の、今後の利用の具体的な範囲について、再度お尋ねをいたします。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 ただいまの増田議員のご質問の、サッカー以外の利用ができるかということにつきま

してでございますが、昨年度までは中学校、高校サッカーの県大会や、市民体育祭などの大きな行事の前に芝の刈り込みを行ってましたが、今年度より業者委託の芝刈りの回数を年9回から年15回にふやし、また芝生管理用機械も購入したことによりまして、職員も芝生の管理ができるようになりました。芝刈りが必要な夏場のピーク時には週2回の芝刈りを行うなど、常に芝生の長さを20ミリ程度に刈りそろえていきたいと考えております。そのことによりまして、年間を通じてサッカー以外、例えば従来よりご利用いただいておりますグラウンドゴルフにも利用しやすくなるよう整備を進めておりますので、今後も検討していきたいと考えております。

藤井本議長 増田君。

増田議員 グラウンドゴルフ、芝生で、御所市等は人工芝で利用されているという事例もございますので、芝生のグラウンドで向くスポーツなのかなというふうな気もいたします。ピッチの、今おっしゃっているサイズといいますか、足の長さがどのような条件がふさわしいのかということもいろいろとお聞きをいただきながら、利用拡大をしていただけたらなというふうに思うわけでございますけれども、2017年にスポーツクラブというものが設立をされております。何を言いたいかというと、こういうスポーツクラブ等で新たな、例えば以前からご質問等が一般質問でございました、パークゴルフとかもそういった対象になるのかどうかとか、そういうふうなこともご議論いただきながら、より多くの、先ほどもありました中学校、高校のサッカーに利用していただくという範囲を超えて、市民に利用していただく利用範囲を広げていただきたいなと。これが、市が多くの税金を投入して管理をしていただいている成果につながるのかなというふうに思いますので、その辺のところも十分ご配慮いただきたいということをお願いしておきます。

次に、台風で被害のございました當麻スポーツセンター、修復中でございますけれども、 今後の見通しについてお尋ねをいたします。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 當麻スポーツセンターの修復の見通しでございますが、平成31年3月27日付をもって 議決をいただきました葛城市當麻スポーツセンター台風21号被害復旧工事につきましては、 竣工期日の10月31日に向けて順調に工事が進んでいっております。現在、仮設工事といたし まして外部足場の組み立てが終了し、撤去工事としましては、アリーナの羽目板、床、アル ミルーバー、軒天の撤去が完了しております。今後は幕板、屋根の撤去を行い、今月下旬か らは屋根工事に着手し、塗装工事につきましてもアリーナ鉄骨の下地処理、塗装作業、幕板 部さびどめ塗装を並行実施していきます。一日も早く住民の皆様にご利用いただけるよう、 努力してまいります。

以上でございます。

藤井本議長 増田君。

増田議員 被災前から利用されている方、それから周辺の住民の方も早い復興ということを望まれて おりますので、よろしくお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、これから夏、秋にかけては、スポーツのシーズンとなっております。毎年熱中症に

よる救急搬送が増加傾向にございます。本市の幼稚園、小学校、中学校の教室におきましては、全てエアコンを設置していただいたという状況でございますけれども、体育施設につきましては今後であると、進めていただくというふうに伺ってございますけれども、今後の体育施設の熱中症対策についてお尋ねをいたします。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 体育施設の熱中症対策についてでございますが、熱中症対策といたしまして、現在新 住スポーツセンター体育館、市民体育館及び當麻スポーツセンター格技室に、1台で7人程 度が涼むことができるスポットクーラーを設置する工事を行っております。當麻スポーツセンターアリーナについては、台風21号被害復旧工事を行っているため設置対象としていませんが、工事終了後に設置を検討したいと考えております。また、各体育施設に環境省の熱中症予防情報サイトでも紹介されております、暑さ指数を表示することができる特殊な熱中症計を配備しております。これが見本となります。この湿球黒球温度を測定する熱中症計は、気温が低くても湿度等による危険な場合をお知らせすることができるものであります。施設利用者に貸し出しを行うことにより、熱中症に対する注意喚起を行っております。また、屋外の行事につきましては、体育協会にミスト扇風機を導入していただくなど関係団体にもご協力いただき、競技参加者の熱中症対策を実施していきます。

以上です。

藤井本議長 増田君。

増田議員 先ほど見本を見せていただきました、そういう器具、私も初めて見させていただきましたけれども、物差しがないとどうも知らないうちに熱中症になってると、熱中症になられた方のお話を聞きますと、まるで催眠術にかかったようにこてんといったと、そういうふうなことも聞いておりますので、あらかじめの数値化による判断とか、そういうふうなことも必要かというふうに思います。屋内につきましては、スポットクーラーとかそういう器具も効果を上げるというふうに思いますけれども、屋外のスポーツについては、もうほとんどが先ほど申し上げましたように自己管理、自分で暑くなったらやめとこうかと、ここまでというレベルがなかなか判断しにくいと。個人によって差もございますし、団体スポーツ等につきましては特に難しいのかなというふうに思います。そういう意味で、例えばグラウンド入り口のところに看板を上げていただいて、熱中症に注意をしてくださいと、そういう啓発看板、十分な水分をとれとか、当たり前の話ですけども、そういう啓発看板を設置することによって、そうだなと、水を多めに飲まなあかんなという意識が高まるとか、早めに休憩をとってくださいとか、そういうふうな啓発、自己啓発のための表示も必要かなというふうに思いますので、ぜひともご検討いただきたいなというふうに思います。

また、施設環境につきましては、グラウンドを見ておりますと、一部備わっている部分も ございますけれども、冷水機等の装備もないように思いますので、当然グラウンドを利用さ れる方は、ふだんは施錠されてますので、そういう機器のいたずら等もないかと思うので、 そういう冷水機等も導入していただいても問題ないかなと、事故等は発生しないかなという ふうに思いますので、ぜひともその辺のご検討もいただきたいなというふうに思います。 それから、ほとんどの施設には近隣に、民間も含めまして飲料水の自動販売機というのが備わっておりますけれども、これも一部のグラウンドでは自販機がすぐそばにないとかというふうなことも、一部の施設でございますので、その辺、市が自販機を置くことができるのかできないのかということもございますけれども、災害用の自販機等もあるかというふうに思いますので、その辺のところもご配慮いただけたらなというふうに思います。

それから、物理的といいますか、日陰、樹木等の植樹によって日陰を確保するというのも必要になるのかなと。既にある樹木につきましても、剪定の程度、日陰が残る程度にとどめると。といいますのは、昨年の冬でしたか、農村広場のスタンドにたくさんの桜の木が植わっておりまして、その枝がグラウンド側に伸び過ぎていたというふうなことかと思うんですけれども、強めに、スタンドのところですぽんと切られたと。それによって野球をする方のボールの妨げにならないことはよかったかなとは思うんですけれども、そのおかげで陰がなくなったということで、グラウンドゴルフをされている方が休憩をとるのに陰がなくなったということで、非常にお困りでございました。その辺のところもグラウンドの利用、それから日陰の確保、非常に難しい部分ございますけれども、その辺のところもご配慮いただきたいなというふうに思うところでございます。

体育施設につきましては、多額の費用、労力をかけて市民のために管理をいただいております。その利用が一部の方に偏ったり、利用規定が曖昧であったりというふうな例が一部見受けられるように思います。市民の利用する各施設におきましては、文化施設においては運営協議会等が設置をされまして、いろいろな意見を各方面からいただきながら運営に反映をされておるというふうに思うわけでございますけれども、なぜか体育施設にはこういった運営協議会等が設置をされておりません。今後、設置に向けてご検討いただきたいなというふうに思いますけれども、ご意見を頂戴いたします。

藤井本議長 教育部長。

森井教育部長 体育施設のあり方、利用方法、料金体系やそれらを踏まえた施設の整備など、議員ご 指摘の体育施設全般の運営方法を検討する協議会の設置につきましては、現行の各協議会や 他市町村における検討方法などを確認したいと思っております。

以上です。

藤井本議長 増田君。

増田議員 ご検討のほどをよろしくお願いいたします。以上、体育施設に関しまして以上といたしますけれども、体育施設は単に健康づくりの場だけではなく、人と人、市民同士の交流の場としても非常に重要な施設となっております。今後とも多くの市民の皆さんが身近にスポーツに親しめるためにも、今まで以上の対策を講じていただきますよう、よろしくお願いを申し上げておきます。

次に、市道兵家・南今市線の問題解決ということでお尋ねをいたします。

この道路につきましては、旧町時代に非常に多くの補助金、国庫、県費も含めまして補助金を導入いたしまして、周辺地域の骨格となる道路として南今市から県道御所・香芝線の兵家までの間を整備されたと伺っております。都市計画マスタープランの中には、この道路、

つまり都市計画でいう北部地域に当たるわけでございますけれども、この地域につきましては、国道165号線、166号線、168号線と、こういう国道3本が大阪に向けて通っておると。これらヘアクセスする道路機能が弱く、その向上が求められると、こういうふうに記載をしております。このような状況から、この道路が整備されたものであろうというふうに思うわけでございますけれども、現在、南今市集落内の交差点付近におきましては通行ができない状況でございます。その理由と今後の対応についてお尋ねをいたします。

藤井本議長 松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いします。ただいまの増田議員の 質問についてご説明申し上げます。

市道兵家・南今市線の道路整備の目的及び経緯について、少し説明させていただきます。 南今市集落の東側を南北に通る農道八川1号線から西向き県道御所・香芝線までの約960メートルの区間をアクセス道路として、当時拡幅工事を行っております。南今市集落内を南北に通る市道大畑・太田・南今市・長尾線より西向きに、伊邪那岐神社までの約400メートルの区間につきまして、孝女伊麻にちなみシンボルロード事業として平成5年ごろに国の補助事業で、この神社より西向き県道御所・香芝線までの約400メートルの区間につきましては、平成13年ごろ県の補助事業にて、南今市集落内を南北に通る市道より東向き農道八川1号線までの区間につきましては、平成14年ごろ国の補助事業をいただき、それぞれ整備をしておったものでございます。この集落内を南北に通る東向き農道八川1号線までの間、一部未供用となっている区間でございますが、平成14年ごろの道路整備におきまして地元との協議をした中で、安全性の確保から信号設置を条件に供用開始、通り抜けを行うとなっております。公安委員会に対し信号設置要望を行った際、南今市集落内を南北に通る市道におきまして、車が対向するスペースが必要であると、道路改良が必要であるという指導があり、それに係る用地の確保という問題もある中で、現状の状況となっております。

今後の計画につきましては、御所・香芝線との交差点改良工事、また国道165号線高田バイパスの工事の進捗を見ながら、再度公安委員会に対し信号設置の協議をし、またこれ以外の対策案なども、地元との協議を重ねながら検討してまいりたいと考えております。 以上です。

藤井本議長 増田君。

増田議員 先日、地元の方にこのことについてお尋ねをいたしました。聞きますと、信号をつけて解決するんかなというふうに思ったんですけれども、児童・生徒さんの通学路というのが、この市道の南北の道以外に、その西側に1本、それから東側に1本と、3本の道がこの市道兵家・南今市線をまたいでおるということで、もしこの供用が解決されて車の量が多くなると、通学時の事故について非常に心配をしておるんだと、こういうお話も聞かせていただきました。そんなことも含めまして、ちょっと今後の課題としていろいろと協議が必要になるのかなというふうに思います。また、先ほどございましたように、高田バイパスの4工区の工事も前進するというふうに伺っておりますし、そうなりますと、更にこの道路の必要性、重要性、それから今後の、この閉鎖されておる部分の解除というものが議論になってくるかと思

いますので、早急に手だて、警察等にもお願いをしていただけたらなと思います。

それから、先ほど若干ご説明がございました、西詰めの県道御所・香芝線との合流でございますけれども、非常に変則で、旧道、兵家に上がる道を斜めに交差をしております。右折をするとなりますと、非常にこの山麓線、御所・香芝線の通行量が多いために右に曲がりにくいというふうなことで、危険な状況でございますけれども、この対策についてどのように今後、講じられるのかお尋ねをいたします。

藤井本議長 都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。

ただいまの質問についてでございますが、県道御所・香芝線と市道兵家・南今市線との交差部分につきましては、当時現道を利用した形での県道への接続への計画、これに伴い地元より信号機の設置要望があった中で、公安委員会との協議において信号機の設置は難しいと、また、県道に接続する東西の市道のずれが大きいため、既設の信号機では処理できないとの回答をいただいておりました。そういった中で、この交差点部分につきまして、接道する東西市道のずれを小さくするための交差点改良の計画において、昨年度より関係地権者の協力をいただき、境界確認などの現地測量を進めております。令和2年度より事業着手執行できるよう、今年度に補助金の要望を行い、また信号機につきましても並行して公安委員会に対し要望、協議等進めておりたいと考えております。

以上です。

藤井本議長 増田君。

増田議員 要するに、イトーピアに上がる信号と合体をするというイメージでいいんですか。非常に スムーズな出入りといいますか、1つの信号で両方からの車をさばけるということで、ぜひ とも早急な対応をお願い申し上げておきたいというふうに思います。

それから、この道路の計画当初におきましては、都市計画マスタープランにも点、点、点と書いている意味がちょっとわからないのでお聞きをしたいんですけれども、先ほど説明ありました農道八川1号線から更に東向きに、疋田の方を向いて拡幅が予定をされておったというふうに伺っております。今後の見通しについてお尋ねをいたします。

藤井本議長 都市整備部長。

松本都市整備部長 ただいまの質問についてでございます。

市道兵家・南今市線を、農道八川1号線より東方向へ拡幅・延長する予定につきましては、 今おっしゃいました葛城市都市計画マスタープランにおいても計画されておる区間でござい ますが、西側の県道の交差点部分の整備、国道165高田バイパス、仮称弁之庄・木戸線の道 路整備の進捗を見据えた中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

藤井本議長 増田君。

増田議員 周りのおっしゃるとおりでございます。あれ、ずっと東へ広げてもその次に行く道がなかったら、川の水じゃございませんけれども、あふれてしまうので、一気通貫で同じ幅でずっと車の流れができるような、総合的な道路の整備を行っていただく必要があるのかなという

ふうに思います。私、この生活道路、それから周辺道路の質問につきましては、複数回一般 質問でお尋ねなりお願いなりしております。この地域、非常に通過車両が多い実態について は、この状況については市内最悪のエリアであるというふうに、私は認識をしております。 特に集落内の生活道路におきましては、高齢者の方も多く道路を利用されております。また、 先ほど申し上げましたように、通学路におきましても安全対策が不十分であるというふうな ことも考えられます。改善が急務であるというふうな状況かと思います。このようなことか ら、市道等の地域幹線道路、この充実を強く求めておきたいなというふうに思います。

以上、市道対策について市長のお考えをお尋ねいたします。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

具体的な事例といたしまして、市道南今市・兵家線の問題解決に向けてという、1つの案件を例にとられてのご質問やと理解しております。この道につきましては、平成5年度からですので、もう25年の時間の経過がございます。その中でなかなか接点としての道路改良がうまくいかなく、いまだにまだ貫通ができない道であるという理解の仕方をしております。道といいますのは、その場所だけを取り上げて完結するものではございません。議員ご指摘のとおり、一連の誘導路としての接点がつながって初めてその道路の意味をなすということでございます。当然のことながら、安全管理にも気を使いながら市道整備を考えていきたい。ただ、メインになりますバイパス等の大きな道というのは、必ず周りの道への影響というのは大きゅうございます。それとの関連性も鑑みながら市道整備はしていくべきものであるという理解の仕方をしております。

以上でございます。

藤井本議長 増田君。

増田議員 いろんな事業に取り組んでいただいております中で、道路整備が一番後回しといいますか、 おくれているというふうな感がございますので、道路整備につきましても十分なご配慮賜り ますようお願いを申し上げておきます。

次に、空き家対策についてお尋ねをいたします。このことに関する私の一般質問、これは記憶に新しいかと思いますけれども、3年連続3回目の出場でございます。理由は、防災、衛生、景観、地域の住民の生活環境に大きな悪影響を及ぼしておるという、いわば大きな社会問題になっておるということにもかかわらず、対策の計画の策定であったり協議会の設置、また条例の制定、このような取り組みに本市として非常に進展が見られないという状況であるということで、再三にわたってお尋ねをしておるところでございます。このような取り組み状況は以前にもご紹介しましたように、平成29年5月に県が調査されましたところによりますと、県下の自治体の中で最も、表現が難しいですけども、非常におくれている自治体に位置をしております。後ろから何番目とか余り申し上げませんけども。いろんな要素があるので、正しくは判断できないです。非常におくれておる自治体の1つでございます。市内の空き家は毎年増加をしておると推測いたしますけれども、市内の空き家状況について、まずお尋ねをいたします。

藤井本議長 企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまの質問でございます。

市内の空き家の現状についてでございます。これにつきましては、平成29年度地方創生交付金事業を活用いたしまして、空き家実態調査を実施いたしておりますので、その結果をご紹介させていただきたいと思います。

葛城市内にある使用実態のない可能性の高い411軒を、空き家と推定される物件と判定いたしておるところでございます。その内訳といたしましては、利活用可能性ランク分けをしましたところ、建物、土地の状況がよく、売却・賃貸が容易であるAランクは43軒、建物、土地の状況は普通で、売却・賃貸の可能性があるBランクにつきましては154軒、建物、土地の状況がやや悪く、売却・賃貸の可能性が低いCランクにつきましては134軒、建物、土地の状況が悪く、売却・賃貸が困難であるDランクは80軒でございました。平成29年度の調査結果をもとに、平成30年度につきましては郵送により調査対象物件の状況や、空き家となった経緯、今後の利活用についてのアンケート調査を実施いたしたところでございます。この調査項目は所有者等の実態、建物の状況、現在の状況に至った経緯、建物の管理状態、利活用の意向などについての項目でございまして、その調査結果といたしましては、葛城市の空き家の所有は高齢者が多く、売ることも貸すこともしたくないという回答が多かったという状況でございます。しかしながら、空き家バンクを創設した場合には利用したいという回答も多く見られたという状況でございました。

以上でございます。

藤井本議長 増田君。

増田議員 前回にも報告をしていただいた411軒というものが、私の頭にも記憶に残っておるところでございますけれども、私の集落、70軒ぐらいしかないんですけれども、ここ20年ぐらい空き家を取り壊されたという例は記憶にございません。ただ、逆に空き家になった例は4軒ございます。4軒といっても、10軒ぐらいの空き家が14軒になったということで、率にすると40%の増加やと、そういうことになります。だからといって、壊れかかって倒れかかっても壊された例がないと。要するに、ふえる一方やということの例を紹介したところでございますけれども。

先日、ある80代の高齢者のひとり住まいのお宅にお話を聞くことがございました。離れて暮らしている息子から、実家には戻るつもりはないと、仕事の関係もあったり、それなりのお家を購入されたというふうなことで、そういうふうに息子が言うとると。親としても古い家をちゃんとしまいせなあかんし、施設に入居するにしても気になってというふうなことで、業者に見積もりをとられたということなんですけれども、非常に、予想以上に高くつくということで、非常に困られたといいますか、悩んでおられたというふうな例でございます。高齢者の、65歳から2,000万円要るとか、要らんとかというふうなお話も出ておりますけれども、老後のために残したお金を、今まで住んできた家を壊して云々となると非常にちゅうちょもされるであろうというふうに思うわけでございます。そんなこともあって、亡くなられ

た後も壊さずに残っておると。息子は遠いところで住んでおるというのが実情、実態である のかなというふうにも思います。ただ、空家対策特別措置法にもございますように、責任は 誰やというたら、所有者が責任者でございます。高齢者がその所有者であれば、その方にそ の管理責任を負わなあかんと。ところが、先ほど言いましたように、高齢者であって、そこ に老後に残しておいた金を使うのかというふうなこともございます。

このような状況もあって、各自治体では積極的にこの空き家対策に取り組んでおられます。 御所市の方にちょっとお尋ねをいたしますと、平成28年に既に空き家の適正に管理する条例 を制定されております。翌年平成29年にその対策計画ということとあわせて、空き家解体工 事に係る補助金の制度を定められております。これは大きな、上限50万円というふうに伺っ ておりますけれども、そういう大きな金額ではないにしても、市がそういうものに対する支 援をされておるということで、非常に県内でもこの解体に対する補助金を出されておるとい う自治体は少ないかと思いますけれども、そういうふうなことをやっておられるというふう にお伺いをしました。

それから、先日18日の奈良新聞に掲載をされておりましたように、生駒市におきましても 非常に空き家問題が取り沙汰されておるということで、新聞の記事によりますと、昭和30年 代以降の大きな住宅開発地帯、ここが高齢者世帯になって今後空き家が増加するであろうと いうふうな推測のもとに、小紫市長が空き家を利用した民泊制度を検討する考えを、市議会 の一般質問のところでご答弁をされておるという記事が載っておりました。先ほどもありま した411戸のうちには、もう既に解体を待つという数字以上に、今後再利用も可能であると いう家も半数以上あるというふうにも伺っております。こういった今後の利用制度に市が取 り組んでおるというふうな事例も聞いております。

それから、同じ日の奈良新聞のその記事の裏側に、橿原市の市民講座で、空き家対策に関する講座が掲載をされておりました。その中で、県内の空き家率15%というふうに載っておって、全国平均を上回っておるよというふうなことも記事として掲載をされておりました。いろいろと各市町村、空き家に対する問題解決に向けてのご苦労をされておるという事例でございます。今後本市におきましてもどのような対策を進めていただくのか、お尋ねをいたします。

藤井本議長 企画部長。

吉川企画部長 ただいまの質問でございます。今後の予定というところでございますが、現在までの 進捗状況とあわせてお答えさせていただきたいと思います。従前より市に寄せられておりま す空き家に関する相談といたしまして、移住の相談でございますとか、利活用の相談もある わけでございますが、何分財産にかかわるものでございますのですぐに解決とはならず、長 期にわたる継続的な対応となることもございまして、年々徐々にふえている傾向にあります。 本年度の取り組みにつきましては、NPO法人空き家コンシェルジュと契約を行いまして、空き家の利活用面を中心に、市民への相談支援の充実を行ってまいりたいと考えております。 その内容といたしましては、常設相談窓口の開設、空き家データバンクの設置及び管理運営 業務の委託、それから個別相談会の実施、空き家所有者へのデータバンク登録の意向調査、

空き家に関する研修会の実施等を行う予定となってございます。一方、今後特定空き家となることが懸念される空き家の所有者への対応といたしましては、正確な情報提供や助言、その他必要な対応をしていく体制を構築していくことが課題であると考えております。早期の体制整備を行うことが重要であると考えておりまして、また、空家対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空き家の認定でございますとか、認定した空き家への措置につきましては一定の専門性を要することから、専門家等で構成される空き家等対策協議会の設置について検討を行ってまいります。その運営方法につきましては、今年度契約いたしましたNPO法人空き家コンシェルジュと相談をしながら検討をしてまいりたいと考えております。また、それとあわせまして、空き家等対策計画の策定でございますとか、空き家適正管理に関する条例の制定についても研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 増田君。

増田議員 今、今後のことについて検討すると、こういうご答弁でございました。昨年3月に私、同じような質問を、当時の部長に質問させていただきました。その節には、平成30年度中に空き家対策計画を策定し、それに基づき必要な規定も整備していくというふうに説明をいただきました。今、平成31年度。平成30年度中にやると言うてた、うそをついてはる。約束を守らなかった。それに対しても憤りを一部感じているところなんですけれども、何があって平成30年度に予定していた計画ができなかったのかはさておいて、今後のことを言わないと、過去のそういう発言責任を問うつもりはございませんので、そういうことが何でできなかったという報告はいただいておりません。せめて、ああいう発言をしていましたけども、こういう理由でできなかったということであれば承知をするところでございますけど、まず、そういうことでございます。

それから、今回の答弁は検討しておくと、トーンダウンをしている。前回は年度も決めてすると。検討、非常に一般質問する側から、検討しておくという回答は歯切れが悪い。そうかと、うまくかわされたなと、ほかの議員にもひんしゅくを買うような、そういう結果かなと。非常に残念な、歯切れの悪い回答でございますけれども、ますます空き家対策が後退していくのと違うかなと、そういうことも懸念をいたします。市長の方から、そんなことないよと、空き家については今後十分考えておるよと、こういう強いご答弁をいただけたらありがたいなと思うんですけれども、空き家に対するお考えをお尋ねをいたします。

藤井本議長 答弁お願いします。市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

議員のご指摘の内容は、平成30年の3月議会の一般質問に対する答弁内容を、まずご指摘いただいたわけです。そのときの答弁を確認させていただきますと、平成30年度予算案に総合的な空き家対策策定のための検討にかかわる委託料を計上してございます。当該委託費が仮に議会に認められた場合でございますが、後年度事業により整備した空き家データベースに基づきまして、空き家利用促進、空き家にまつわるトラブル解決方策、特定空き家等除去に関する対策を盛り込んだ、空き家等対策計画を平成30年度中に策定いたしまして、それに

基づき必要な規定の整備を行っていきたいと考えておるところでございます、という答弁です。空き家対策計画の策定に関しましては、ちょっと確認の方、時間を追ってさせていただきたいと思います。まずそれを1つ答弁させていただきます。

それと、取り組みといたしましては、本年度実はもう予算計上している部分がございます。 空き家コンシェルジュとの契約に基づきまして、もう具体的な空き家対策を、個別に相談業 務に入るという形に、実はもう取りかかっております。その中では相談窓口並びに空き家データバンクの設置、管理運営業務の委託、個別相談会の実施、空き家所有者へのデータバンク登録の意向調査、空き家に関する研修会の実施を行います。これはもう予算計上しておる部分でございますので、その予算執行をしたいと存じます。

それと議員ご指摘のとおり、葛城市では空き家対策については非常に遅いのではないかと いうご意見をいただいております。それはまず1つ、市としてのやはり状況がいろいろ、そ の自治体によって多分違うんやろうと思っております。特に山間等といいますか、割合と人 口減が非常に大きいところでは、空き家対策に対する意識を非常に高く持たないと、なかな か行政としてはなりゆかないということやろうと思います。その点につきましては、まだ葛 城市は非常に恵まれた状況である、微増ながら人口増があり、なおかつ住宅開発等が行われ ている。議員も多分、認識はされてると思うんですけども、住宅地におきましてもリユース が最近活発に行われるようになってきております。住宅開発、過去に行われましたところ、 世代交代が行われていっている状況にあるということも、1つの今の葛城市の状況でござい ます。空き家につきましては、議員のご質問に対しましていつも申し上げているのは、全て 個別対応ですよというお話をさせていただいております。 1 つとして同じ条件の空き家とい うものはございませんので、その事情、事情に合った対応をするべきであるという考え方に 変わりはございません。ただ、升として計画を持っておく、もしくは条例制定を、最悪の状 態に備えての条例制定をしておくという可能性は否定いたしません。それの整備はしていか ないといけないと思います。ただ、空き家について根本的に、なぜ起こるのかということに なりますと、やはり人口減の中で起こる現象でございます。それの根本的な解決といたしま しては、やはり空き家が発生しても、それを更に再投資される中で循環していくという行程 に持っていきたいなという思いが非常に強うございます。そういう意味におきましても、葛 城市の人口増、活性化を、なお勢いを増して進めていく必要があるという認識を持っており ます。

以上でございます。

藤井本議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。利用と解体と、空き家には2つの方法があって、今市長がおっしゃっているように人口増、そういう移住者に対する再利用というふうなことも、空き家の中ではご検討いただく必要があるのかなというふうに考えてございますので、生駒市等のああいう都市化している地域におきましても、空き家問題というのは将来を見込んで先進的にやっておられるということも聞いておりますので、よろしくお願いをいたします。

空き家問題につきましては、都市地帯、それから過疎地帯にかかわらず増加をしておると

いうのが今の状況でございます。今後急いでやらなければならないことは、先ほどご答弁いただきましたとおりでありますけれども、後回しにすることなく計画を立てて、前向きに1つずつこなしていただきたいと。いろんな手だてはしていただいておりますけれども、やるべきこと、計画とかそういう運営協議会の設置であったり、各市町村が取り組んでおられます国の指導に基づいた取り組みを着実に進めていただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

藤井本議長 増田順弘君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時09分 再 開 午後1時30分

藤井本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番、奥本佳史君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、奥本佳史君。

奥本議員 皆様、こんにちは。議席番号4番、奥本佳史でございます。

本日、私からの一般質問は3点ございます。1番、防災行政無線のトラブルについて。2 つ目、青色防犯パトロールについて。3つ目、幼児教育・保育無償化に伴う食材費の取扱い についての3点です。以後の質問は質問席よりさせていただきます。よろしくお願いします。 藤井本議長 奥本君。

奥本議員 それでは始めさせていただきます。まず最初に、防災行政無線のトラブルについて質問させていただきます。昨年より運用が始まっております防災行政無線についての質問です。

防災行政無線については、くしくも昨年6月議会の一般質問においても質問させていただきましたが、そのときの内容は、昨年5月初旬に起こった大字當麻区内の300世帯にわたる夕方から夜間にかけての大規模停電に伴い、山麓線交差点の信号が2時間以上にわたって使えず混乱した件で、固定電話や情報機器が使えなくなった一般家庭の情報伝達手段として、防災行政無線を使った情報提供ができないかという質問でございました。それに対するご回答として、停電時の情報提供は電気事業者の責務であって、従前より市での対応は行っていないとのことでした。またその際、個別の情報提供については、各大字により必要と判断された場合は各大字での放送対応は可能であるというご答弁がございました。以上を踏まえた上で、去る5月中旬に発生しました防災行政無線における各大字での放送利用の際のトラブルについて質問させていただきます。

5月13日の夜の19時ごろから、大字當麻の役員さんが、防災行政無線に登録している固定電話の回線から放送内容を録音しようとされました。電話でアクセスするも、1時間にわたって通話中の状態が続き、録音できなかったというものです。この方は余りにも長時間にわたって通話中の信号が流れるので、自宅の回線が故障したのかと考え、ほかの電話番号にかけたところがどこも全く問題なくつながるということをわかって、不審に思われました。そして、同じく登録されているほかの方に代理で録音をお願いされたわけなんですけども、やはりその方の固定電話からも通話中の状況で、録音はできなかったということでした。仕方

がないので、市役所に電話して当直の方に相談するも、担当者でないとわからないという回答でしたので、翌日生活安全課に問い合わせされましたが、現在は問題なく使えるとの回答しか得られなかったそうです。そして、直後に録音はできたわけなんですけども、そのときはいつもと違って音声に雑音がまじった状態で録音されて、不明瞭なまま放送されたという内容でした。

これをお聞きして、私が生活安全課に確認させていただいたところ、同じ日に同様の事象が、南道穂と西室の大字でも発生しているということがわかりました。その際、原因として雨と雷によるものではないかという回答でございました。ただ、緊急時に使用するという目的のある防災無線のシステムが、そういったささいなトラブルで使えなかったという現実に対しては、非常に重要な問題であるので原因究明の調査をお願いしたわけでございます。しかしその後、5月末になっても回答をいただけなかったので再度連絡させていただきましたら、回線を担当しているNTTの問い合わせができていないということが判明いたしました。今回の事象は、防災行政無線のシステムに登録されている外部の固定電話からの録音ということに対するトラブルで明らかになったわけなんですけども、その原因がどこにあるのかという障害の切り分けがなされていない状況では、もしかすると本体システムのどこかに異常が内包されているかということも考えられます。その場合市の防災情報の提供どころか、国のJアラート、全国瞬時警報システムの伝達にも影響が出かねない重要な問題であって、危機管理上見過ごすことができない重大事象であると考えます。いざというときのための防災行政無線でこのような事象は起こってはならないと思うのですが、現在判明している3カ大字以外のほかの大字の状況は把握されているのでしょうか。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部長の吉村でございます。ただいまの議員の質問にお答えをさせていただきます。まず、本市の防災行政無線でございますけども、災害時の緊急放送ですとか警報等につきまして、各家庭に確実に届けるという防災行政無線本来の機能、これに、従来から各大字におきましてお知らせ等の一般行政利用をされていたことから、そういった機能を付加した形の整備を目指し、仕様書を作成し、発注整備したものでございます。今回、議員ご指摘の事象につきましては、その付加機能としての一般行政利用において、NTTの一般回線を利用した放送録音に際し発生したものと受けとめておるところでございます。今回、先ほどご案内がありましたように、5月13日夜に発生した放送を録音するための電話がつながらなかった現象がほかの大字でなかったかということでございますけども、先ほどご紹介ありました南道穂、西室、それから大字當麻、これ以外の41大字につきまして、当該事象が起こっていた時間帯に通信ログが残っておりました大字を重点的に聞き取りを行いました結果、現時点で同様の事象はないということでございます。

以上です。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 ログを解析していただいた、つまり通信記録の分析をもとにヒアリングをしていただいた 結果、トラブルが発生したのは当該3カ大字のみであったということで理解いたしました。 それでは、そのトラブルの原因調査とその内容について、把握されているかどうかを教えて ください。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの原因調査とその究明ということでございます。原因究明のため、防災行政無線の設置業者であります日本無線株式会社に対しまして、5月14日、翌日でございますけども、システム、設備に異常がないか確認、点検の実施を指示いたしておるところでございます。翌5月15日に職員がこちらに出向きまして現地確認をしておりまして、システム、設備に異常はないという回答をいただいておるところでございます。その際に、日本無線の担当者が想像するに、その際考えられる原因としては通信回線自体の異常、もしくは天候に起因する通信障害ではないかということでございました。その後、少し時間がたってからでございましたのであれですけども、回線を管理しておりますNTTに調査確認を依頼いたしました。その際に、事象発生時点でないと原因究明が困難であるということでございましたけども、6月3日にNTTの職員さんがこちらに来ていただいて、現地調査を実施していただいております。その際、やはり異常や問題の再現確認ができずという結果でございました。何らかの手だてがないかということで、保安器の設定位置を変更するといったことで、事象発生の可能性が少しでも低くなるよう対応をしていただいたところでございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 システム導入元の日本無線に対してはすぐ問い合わせしていただいて、翌々日でありますけども現地確認と点検を行って、その結果システム自体には異常がなく、NTT回線の問題ではないかということで、この時点で一旦障害の切り分けができております。ここまではいいんですけども、この次の対応があんまりよろしくないなと思うんです。この後で、NTTが現地確認に入ったのは、私が確認させてもらってからでも半月以上たった後になってからです。私もITの仕事に携わってきた経験上、こういった通信トラブルの障害診断に関しましては、可能な限り事象が発生している最中や直後でないと、原因を特定することは困難であるというのが一般的でございます。今回のような対応では、余り意味をなさないと言えるのではないかと思います。ただ、予防的な措置として、雷に起因するサージ電流や異常電圧から通信回線を守るという保安器を、設定を見直して位置まで移動されたということは評価できると思われます。これに関しまして、今回に限らず、防災行政無線のトラブル時の対応といたしまして重要となる保守契約が、現在どのようになっているのかについて教えていただきたいと思います。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。トラブル時の対応としての保守契約がどうなっているのかということでございます。

本市の防災行政無線につきましては、工事が完了し引き渡しを受けましたのが平成30年11 月末ということで、その後2年間は瑕疵担保責任期間中ということでございます。そういったことから保守契約は締結をいたしておりませんけども、いろんな事象発生時に問い合わせ をするなり、スポット的に対応するようお願いしているところでございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 ただいまのご答弁で、防災行政無線のシステムについての保守については、導入後2年間の瑕疵担保責任があるので、保守作業についてはスポット的な対応を行うとのことですが、これは契約にうたわれているものではなくて、あくまでも納入業者の責任の範囲での対応に頼っているというものでございます。トラブルが起こった際の即時の対応を目的とする、本来の保守契約というのは締結されていないということが、今のご答弁でわかりました。また、平成16年の10月1日に制定されております葛城市防災行政無線施設の管理及び運営に関する規則というのがございまして、それをひもといてみますと、運用についてはそこに記載されているんですが、保守についてはどこにも記載されていないという事実がわかりました。

以上を踏まえまして、今、私が問題提起したいのは、納入業者や担当課の責任を追及するのではなく、今後このようなトラブルが発生したときにどこに問題があるのかを速やかに究明し、対応できる体制を整えておく必要があるのではないかという点であって、せっかく大金を積んで導入したシステムが必要なときに使えないという、今回のようなことがないようにしていただきたいということです。これについて、今後市としてどういった対応を考えていらっしゃるかということが、今ご答弁できるのであればお願いします。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。トラブル発生時の対応ということでございます。

今後、事象発生時に市の担当者、それから防災行政無線の設置業者の日本無線株式会社、それから通信事業者でありますNTT、こういったところが連携をし、速やかに瑕疵担保責任期間中にあっては、その責任範囲外の事象発生について、スポット保守での緊急対応ができる体制の構築を目指す、それから協議を行ってまいりたいと考えております。その瑕疵担保期間終了後には、長期的な保守契約により対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 今回、防災行政無線の、通話できない、通話中であったというトラブルがきっかけとなって内包する問題点がわかりましたので、今回質問させていただいたわけなんですが、目指すところは有事の際に安心して使えるシステムであるということです。今後、長期的な保守契約も視野に入れた対応をしていただくというご回答を今いただきましたので一安心ですが、今回のトラブルの原因究明ができたわけではございません。原因が天候に起因するというのではという意見が出ておりますけども、今後、これから梅雨、あるいは夏以降の台風時期を迎える中で、同様の事象が出る可能性も否定しきれません。ということは、現在問題がないんですが、ある一定期間を通しての天候や時間帯、回線負荷の状況を踏まえた上での常時の監視のモニタリングをどこかで挟んでおかないと、今回の原因究明には至らないかなと考えますので、そういった臨時的なスポットの保守契約の対応というのを至急検討いただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、1問目の最初の質問をこれで終了させていただきます。

続きまして、2番目としまして、青色防犯パトロールについて質問させていただきます。 現在市内を巡回していただいております青色防犯パトロール、通称青パトですけども、こ の青色防犯パトロールについての基礎的な知識をおさらいしたいと思います。そもそもこの 青パトの導入の背景なんですけども、国におきまして平成13年、平成14年と日本の刑法犯の 犯罪率がふえて、認知件数が過去最多になったという非常に犯罪率が高まった年がございま した。それを受けて、平成15年の8月、警察庁は緊急治安対策プログラムを策定しまして、 地方公共団体と自主防犯団体との連携、協力を目指しました。そして、同年12月に犯罪対策 閣僚会議において策定された犯罪に強い社会の実現のための行動計画において、自主防犯活 動に取り組む団体への支援が盛り込まれました。そして、翌平成16年に警察庁が犯罪に強い 地域社会再生プランを策定して、地域住民が防犯活動においてそれまで禁止されていました 青色回転灯を装備した青パトが認可されるに至ったわけです。

その後、青パトの稼働も含めた研究がなされまして、効果といたしまして、青パトの視認性の高さから犯罪抑制効果が期待されて、天候に左右されず少人数で広範囲をパトロールできるというメリットが期待されていたわけなんですけども、実際に稼働させた場合に、特に自転車窃盗などの発生場所が特定される犯罪の抑制効果が上がったと。また、なおかつ地域住民の防犯意識の向上があるなどの副次的効果が確認されております。その結果、今、全国的に青パトが導入されて、津々浦々を走っているわけでございます。

葛城市においては平成18年度から青パトが導入されておりますけども、まずは現在の取り 組み内容をお聞かせいただけますでしょうか。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。青色防犯パトロールの現在の取り組みの内容ということでございます。

青色防犯パトロールにつきましては、先ほど議員がご紹介いただいたように国の動きに準じまして、本市におきましては平成18年4月から運用を開始しておるところでございます。平成22年からは交通指導員といったものを採用させていただき、定期的な巡回を行ってまいりました。その巡視強化の要望が寄せられ、また平成25年度からは1日3回の市内巡視を行っておるところでございます。巡視時におきまして、不審者等の事案を発見すれば直ちに不審者・不審車両の特徴ですとかナンバー等について記録した上で、関係機関に報告するということになってございます。まず朝の登校時間帯、7時半から8時半をめどにでございますけども、この間には交通指導を主目的に、新庄地区、當麻地区を確実に交互に巡回をしておるところでございます。また、10時から11時の時間帯につきましては防犯パトロールといたしまして、既定のコースだけではなく不審者事案等があればその都度対象地域を中心にランダムに巡回活動を行っておるところでございます。また、夕方の3時から4時には通学路とそれ以外の地域、例えば兵家イトーピアですとか、大字東室の大和高田バイパスの北側、JR駅前付近といったところも巡回をしておるところでございます。また、毎月1日、15日の交通安全街頭広報デーにおきましては、2台体制で新庄地区及び當麻地区のどちらの地区も巡回をさせていただいておるところでございます。

以上です。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 一応、市内をくまなく網羅するということで、1日置きに旧當麻地区、新庄地区で巡回して、時間帯に応じてそれぞれの特定箇所も回っていただいているということで理解させていただきました。

特にこの中で、子どもたちの登下校のパトロール、それも重要任務としてしていただいているわけなんですけども、私も個人的なことになりますけど、8年前から當麻小学校校区内でPTAの立哨指導をいろんなところでやっております。その際、青パトの活動も拝見することが多いのですが、いろんなところに立っているとわかることがございます。その1つに、現在の青パトの運用は先ほど申されたように、市内を循環するというところがどうも重点を置かれているようで、実際の走行時間が子どもたちの登下校時間とマッチしていてないなということが、常々感じていたところでございます。それと、場所によっては立哨指導しているところに全く青パトが回って来ないというルートがございまして、本来ここを通ってほしいのになと思うところが、何らかの理由で青パトが通らない地区があるということが常々気になっていたわけでございます。更につけ加えると、當麻寺なんかは観光地ということで、参道のところは非常に観光客が多く、路側帯の白線が今、ない状況もあるんですけども、道を広がって歩いている状況でございます。それをまねして、子どもたちも道いっぱいに広がって歩いてたりするんですけども、そういった歩行者に対する啓発活動、啓蒙活動、その辺も青パトで、できたらやっていただきたいなということも常々感じておりました。

そういうことを感じているところで、先ごろ同じ思いを持つ保護者の方や地域住民の方がいらっしゃるんやなということがたまたまわかって、今回青パトに関して葛城市の規定や過去の議員さんの一般質問というのも調べてみました。その結果、生活安全課から今回ご提出いただいたわけなんですが、青パトの巡回ルートも参考にさせていただきながら至った結論としまして、やはり登下校時の子どもたちの見守り活動については、ちょっと現状ではそぐわないのかなということでありまして、提案として例えば校区ごとに、隔日で、1日置きで回るということはできないんですけども、校区ごとに巡回範囲を設定して日がわりで各学校を一巡するとかいう対応も可能ではないかと。そうすると実際の子どもたちの登下校の実情に合った活動になるのではないかと考えました。このあたりについてどうお考えでしょうか。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。 現在の巡回コースにつきましては、通学路を基本として中学校区単位ということで、旧の 新庄地区、當麻地区という形で、日ごとに巡回コースを回っておるところでございます。今 後でございますけども、よりきめ細やかなパトロールができるよう、小学校区単位での巡回 コースについても検討をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 校区内での巡回も検討していただけるという前向きなご答弁をいただきまして、ありがと うございました。青パトの登下校時の見守り活動については、やはり個別のそれぞれの学校 の時間帯、あるいは地域の実情というのがございますので、その辺の重要な運用はお願いしたいところでございます。

ただ、そうなってくると、その次にまた気になる点があるんです。それは何かというと、 先ほどちらっと申しました、現在巡回ルートに入っていない、特に集落内に係る狭い道路の 巡回です。これをどう対応するかという点であると思います。これはちょっと、理由はどこ にあるんかなと私なりに考えたんですが、現在の運用されている車両が普通自動車の登録車 ということなので、やはり集落内の狭い道路に対して取り回しが非常に気を使うのではない かというふうに推察いたします。広い道ばかりだったらいいんですけども、やはり市内の旧 村のところなんかは狭い道路が多いので、そのあたりの防犯対応という点において、現状の 登録車の普通自動車での巡回というのが対象外とされているのではないかと思うんですけど も、その辺の理由というのがもしございましたら教えていただけますでしょうか。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

確かに、巡回エリアが広く時間も限定をされている中で、現在の青色防犯パトロール車両、 普通車でございますけども、それでは集落内道路に入るとかえって歩行者の通行に支障を来 すということも想定されることから、集落の外周、周辺を巡回しているといったことが現状 でございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 青パトがなぜ集落周辺巡回にとどまって集落内に入っていかないのかという理由は、ただいまご答弁いただきましたように、車両が入っていくことで子どもたちや歩行者の妨げになりかねないということと、狭い道路で取り回しという理由だということが理解できました。ただ、こういう理由であると、本来の青パトの運行目的である防犯活動というのがやっぱり果たせていないのでは、不十分ではないかという気がするんですけども、このあたり、提案なんですけども、普通自動車にかわりまして小型の軽四輪車両を導入することで解決できるのではないかと考えますので、今後検討をぜひともお願いしたいと思う次第でございます。

続きまして、防犯の観点からお聞きしたいのが、現在の運用されている青色パトロールカーに乗務されている職員さんのことなんですが、もしも巡回中に何らかの事件に出くわしたとき、どういった対応を指示されているのでしょうか、お聞かせください。

藤井本議長総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。今現在、青色防犯パトロールに乗務している職員で、事件が発生したときの対応がどうなのだという問いでございます。

そもそも青色防犯パトロールの本来の目的は、犯罪の未然防止という抑止的効果が期待されているというところでございます。しかし、事件はいつ発生するかわかりませんので、事件発生時にどう対応するのかということでございます。乗務している職員は、取り締まりや逮捕等の権限を与えられてはおりませんので、警察への通報等が任務となっておるところでございます。

以上です。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 最近特に物騒な事件が多くて、普通に道路を歩いていても事件に、あるいは事故に巻き込まれるということがございます。やっぱり巡回中でも何らかの事件、事故に出くわすということがあると思いますので、その点をはっきりさせたかったわけなんですけども、市民全般にわたって、私もそうだったんですが、現状、青パトの巡視として乗っていらっしゃる方は制服を着てらっしゃって、車両がああいう白黒のツートンなので、どうしても警察の何か関連がある団体が運用しているんじゃないかという思い込みから、何らかのときに対応してもらえるんじゃないかという期待を持つわけなんですけど、今のご説明では、幾ら制服を着て青パトに乗っておったとしても、乗務しているのは民間人である職員さんであって、警察が持つような権限は有していないということを理解する必要があるということが、よくわかりました。それから、同じくこの乗務員さん、職員さんに関しましてお聞きしたいことがあるんですが、現状、青パト乗務の巡回以外に、庁舎内での執務室で事務仕事をされているような感じなんですけども、これは市の内部事務をされてるということでよろしいんでしょうか。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

非常勤職員で対応しておるところでございますが、その募集の際の募集要項ですとか、雇用条件上の業務内容につきましては巡回パトロールとなっているところでございます。ただ、巡回が1日3回程度でございますので、その空き時間等には市の事務補助をしていただくよう説明した上で、納得いただいた上で採用をいたしておるところでございます。なお、非常勤職員でございますので、最長3年とした雇用限度が適用され、同じ方が3年以上継続的に勤務をするということは、現実できないという状況になってございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 そしたら、雇用時に業務の内容について説明されているということで理解させていただきました。

続きまして、同じく青パト乗務の職員さんなんですけども、これは以前に川村議員が一般質問で質問されていたんですが、そのとき回答がなかったように議事録では拝見してましたので、もう一度お聞きしたいんですが、現在のアルバイト職員さんの勤務時間帯では対応が難しいとは思うんですが、世間一般に犯罪発生率の確率が高いとされる夕暮れ時や夜間の巡回対応、このあたりについては市としてはどうお考えなんでしょうか。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

ただいまの質問でございますけども、犯罪防止についてということで、平日や日中については、自分たちの地域は自分たちで守るという理念のもと活動いただいておりますボランティア団体、具体例を申し上げますと、ボランティア北花内の会、それから尺土安全安心協議会、忍海子ども安心ネット、當麻防犯協議会、當麻イトーピア楽友会を初めとする地域の方々の見守り等のようなボランティア活動ですとか、市が回っております青色防犯パトロールといったものを実施しておるところでございます。しかしながら、先ほど議員ご指摘の夕

暮れ時、特に夜間につきましては犯罪に巻き込まれる可能性が高くなることから、防犯、犯罪防止業務、こういったものを所管し、権限を有する警察にお願いすることが最適ではないかというふうに考えておるところでございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 ただいまご説明の中にございました地域の防犯団体、そういった方々が青パトと同様に、地域の防犯活動に従事されているということがわかりました。ちなみに、これらの防犯団体についてなんですけども、実は防犯団体も私、調べましたら、独自に青パトを運行することが可能ということがわかりました。更に調べると、現在市内では2台の民間青パトが運行されているという状況でございました。この青パトの導入につきましては、実は日本財団というところが、軽四輪車両の新車の青パトに限るんですが、導入時に最大の8割、ほぼ8割もらえるという状況なんですけども、補助を行うという制度がございまして、これは自治体はだめです。民間だけなんですけども、そういった制度があるということなので、現状活動されているところも踏まえて紹介していただくことによって、民間と協力しながらの防犯活動の向上というのをうたえるのではないかと思いますので、そのあたりはまた研究していただければと思います。

それでは最後に、今後葛城市が目指す安心・安全のまちづくりを推進する上で、青色防犯パトロールの重要性は今後ますます高まってくるのではないかと思われるんですが、先ほど申しましたように、現在の活動内容を更に充実したものにするためにはルートの変更、日程の洗い直しもあるんですけども、車両の入れかえ、さっき提案させていただきましたような軽四輪車両の導入の検討とか地域防犯団体との協業が実現できると、ますます更に大きく前進すると考えるんですけども、このあたり、市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

藤井本議長 市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

昨今は非常に交通安全の方が重要視されているような案件が、事件、事故等が多いようでございますが、この青色パトロール等が導入される前といいますのは、どちらかというと不審者等の非常にいろんな事件がありまして、その地域というのをどう守るのかという意味で、PTAも中心になりましていろんな地域、地域で子どもたちを見守る、そんな活動が行われてきたという経緯がございます。その中で、1つの方法として青色パトロールというのは導入したわけなんですけども、その地域の地域力を見て犯罪者の抑制に当たるということが実は主な目的でございまして、必ずしもその事象を、抑止的な考え方でその事件があったときにどう対応するのかという考え方に沿ったシステムではございません。その校区ごとに、実は各学校では不審者が出没するエリアといいますか、その地域の地図を、実は各学校ごとにお持ちでございます。ですから、一番効率がいいのは、その地図に即したルートをとって回るということやろうと思います。

それともう一つは、例えば月曜日から、今のご質問の中では小学校区、ですから 5 校区です。月曜日から金曜日まで平日ございますけども、曜日を決めて一定の校区を回るというこ

とはよくない。その曜日を不定期に変更させるという作業も必要なのかなというような、いろんな過去の経緯からいろんな経験則もございますので、それに沿った形でどういうルートを回るのか、どういうやり方で回るのかというようなことは再度、生活安全課が担当でございますのでそちらで協議をして、どういうルートの回り方、どういう時間帯の回り方やということは、再度検討する必要があるのかなと思います。1校区、非常に全て子どもたちが通るその通学路を、同じ時間帯に青色パトロールが回るということは物理的に無理でございますので、ある種やはり啓発といいますか、葛城市のこのエリアはそういう防犯力といいますか、そういうようなものに対して非常に高いんですよということを、犯罪を起こされる可能性のある方に見せつけるという作業が一番大切なのかという具合に理解をしております。

以上でございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 軽車両の件については触れていただけなかったんですが、検討をお願いしたいと思います。ご答弁ありましたように、これまで長期間にわたって青パト事業を進められた中で、経験則に沿ってルート設定されているとは思うんですけども、市内にやっぱり新しい住宅地が建ったり道路ができたりということで、人の流れ、あるいは通学路の変更とかもございます。市長おっしゃったように、各学校のPTAで実は不審者情報のマップであるとか危険地のマップというのをつくっていまして、その辺の情報が共有できているということを今、初めて私も知ったんですけども、その辺をもとにルート設定されているということですので、今後またいろんな、その状況に応じた形で担当課の方でやっていただければ、今、私はここを回ってくれと言うわけにいきませんので、そのあたりは柔軟に対応していただければいいかなと思いますので、ぜひとも今後のご検討をよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問です。3番、幼児教育・保育無償化に伴う食材費の取扱いについてなんですけども、実はこの質問を事前通告させてもらった後に打ち合わせさせてもらったんですが、現段階で幼保無償化に伴う行政対応の詳細が決まっていないと。その会議が実はあした、21日に県であるということで、それが終わらないことには回答はちょっといただけないということが判明しましたので、今回の予定しておりましたもろもろの、給食費の細かい質問が実はあるんですが、現時点でちょっと、今回はその質問はなしという形にさせてもらいます。よって、本日はこの幼保無償化の前提条件として現在確定しているところと、あと、誤解の多いところについて、確認だけにとどめさせていただきたいと思いますので、ご承知おきください。

まず、本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化に伴って、保育料が無償になりますよということが国の通達でうたわれておりまして、この無償化という言葉だけが今、ひとり歩きしてしまって、そういう該当のお子さんを持つ保護者の中には、ほとんどの方かもしれませんが、全て無料やと、家に置いておくよりも、幼稚園、保育園にやったら全てただで見てもらえるんやという誤解をされている方が実はいらっしゃるので、実はそこはそうじゃありませんよということなんです。何かと申しますと、給食費に関しては、これは国の指針において実は保護者の負担であるということが明記されているんですが、ここの点がうまく

浸透していないということがございましたので、その辺の取扱いについて、現在で何かの方策というか、示されているのであれば、そこだけお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

藤井本議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部の中井でございます。どうぞよろしくお願いします。ただいまの議員の質問にお答えさせていただきます。

先般の国会におきまして、本年10月より幼児教育・保育の無償化が可決され、実施することになりました。これにより、保護者から徴収する保育料につきましては、ゼロ歳から2歳児の非課税世帯及び3歳から5歳児の保育料が無償となります。しかしながら、給食費であります主食費、副食費につきましては、無償化の対象に含まれていないため、生活保護世帯等を除き、原則3歳から5歳児の保護者の方に負担いただくこととなっております。今後、市民の皆様には何らかの形で周知させていただきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 今ご答弁いただいたように、実は給食費の中にも細かく設定されておりまして、主食代と 副食代に分かれておりまして、なおかつ、さらにそこに生活保護の対象者の等級による区分 けというのがございます。そのあたりが非常に混乱を生む要因となっておりますので、この 点だけははっきりしているところなので、できるだけ早い段階で保護者の方、該当の方々も 含めて、何かの広報活動をお願いしたいと思います。

以上で今回の私の一般質問は終了させていただきます。本日はありがとうございました。 藤井本議長 奥本佳史君の発言を終結いたします。

> 次に、11番、西井覚君の発言を許します。一問一答方式で行われます。 11番、西井覚君。

西井議員 議長の許可を得て、一般質問の前に一言おわび申し上げます。私たちが関係する加守地域保全向上委員会が住民監査請求をされたことを新聞やテレビで報道され、市民やここにおる皆様には大変ご迷惑をかけていることを、まずおわび申し上げます。真実を包み隠さず、7月中をめどに、弁護士に相談の上記者会見を行い、明らかにさせる所存でございます。また、私及び加守地域保全向上委員会役員全員が補助金を私物化しているとのうわさもありますが、1円たりとも個人的な流用はいたしておりません。神に誓って申し上げます。私は金品を私物化しているようなら、きょうこの場で一般質問をしません。できる立場ではないと思います。

以上、おわび申し上げます。

それでは、私の一般質問に入っていきます。質問事項、予算編成について、要旨、予算及び関連事項について、一問一答方式で質問席から質問に入っていきます。よろしくお願いいたします。

藤井本議長 西井君。

西井議員 まず、昨年の2月5日以降、予算編成を2度行っておられると。その中で歳計外で入金を

されたお金が、今年の予算委員会で何らかの処分がされてるのかなと思っておりましたが、 一切歳計外が入金にもなっていないと。地方自治法で歳計外について入金していいかどうか、 法であると思いますが、会計管理者としてはその法律をご存じですか。

藤井本議長 門口会計管理者。

門口会計管理者 会計管理者の門口でございます。よろしくお願いします。

地方自治法第210条では、一会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳 出予算に編入しなければならないと規定のあるように、予算に組み入れられるのは歳計現金 であります。歳入歳出外現金は地方公共団体の所有に属していない現金であり、予算編成に 関係のない現金でございます。

以上でございます。

藤井本議長 西井君。

西井議員 今読み上げてもらったわけでございますが、歳計外会計がありますが、私はこの歳計外と はどんな会計かを説明をしてもらいたいと思っておりましたが、何なら私が読み上げます。

ここ数年、大変世の中が便利になり、私は歳計外をインターネットで調べますと、歳計外は地方自治法第235条の4の第2項で、「普通地方公共団体の所有に属さない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない」と規定されております。また、地方自治法施行令の第168条の7では、歳計外は「総務省令で定めるものを保管できる」となっています。では、総務省令で定めるものとは、地方自治法施行規則第12条の5では、総務省に定めるものとは「普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券」となっております。このような、地方自治法で具体的にどのようなものがあるかということがおわかりであれば、返答してもらいたいと思います。

藤井本議長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

ただいまの西井議員の質疑にございました件でございますが、歳計外現金についてのお問い合わせでございます。一方、事前の通告によりますと、予算編成についてということで一般質問の通告をいただいております。まずは予算編成にまつわる中で、今、西井議員がおっしゃっておられます歳計外現金の取扱いについてという質問がどのようなご趣旨で、どう関係があるのかということについて、まず明らかにしていただきたいと存じます。

これは反問権の行使でございます。時間をとめていただいたほうがよかったですか。済みません、申しわけございません。よろしくお願いします。

藤井本議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時19分 再 開 午後2時21分

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 議員のお尋ねの趣旨を、趣旨といいますか質問内容を確認させていただきたいと思います。 藤井本議長 では、反問権を認めます。

- **阿古市長** 10番の西井議員の質問の中では、予算編成についてということでご質問いただいております。予算及び関連事項についてということでございます。歳計外現金は予算ではございませんので、ですから今回の質問の中には含まれておりません。ですので、質問の趣旨そのものが、質問の内容自身を理解できなくおります。そのことについて、質問内容をお聞かせ願いたいと思います。
- **藤井本議長** 確認ということですので、西井議員お答えください。 西井君。
- 西井議員 提出では、予算編成についてということで設定させていただいてるわけでございますが、 予算及び関連事項についてと。予算の中で2年間、一般会計予算を提案されました。歳計外 でいただいたお金を明らかにするのが当然、また、もちろん予算に入ってくるやろうという 関連の中で質問させてもらっとるわけです。そやから、実際それなら答えられないと言われ るんやったら、私が言いたいことは全部、一方的に言います。

(発言する者あり)

- **藤井本議長** 傍聴席の方、お静かにお願いしたいと思います。今、反問権、市長がお使いになられて、 それに対する答弁をしていただいておりますので、お静かにお願いします。
- 西井議員 そやから、予算編成するのに1年以上たって、予算の中へ入ってないと。その関連として、編成の中で質問させてもらっとるわけで。もちろん、打ち合わせのときには歳計外の話はしますよと、打ち合わせもさせてもらってるはずです。打ち合わせしてませんか。返答してください。
- 藤井本議長 阿古市長。反問権ですね。

阿古市長 そうです。

歳計外現金というのは予算ではございませんので、ですから予算の関連項目の中には入っておりません。そのことについて質問の内容を、どういう内容なんですかということを確認させていただいてるわけでございますので。

(発言する者あり)

阿古市長 かつて、私も議員させていただいておりましたけども、一般質問の段階で、予算について というような項目の中で質問された議員さんがおられました。ということは、そのことにつ いて予算という名前だけ入れて、予算に関連することは全て質問対象ですよということをお っしゃったんですけども、その当時からの議会の申し合わせの中で、それ以降具体的な内容 についての質問をしましょうということで、議会では申し合わせがございました。今回の質 問の内容につきまして、明らかに予算についてということについて質問があるのであれば、 予算編成についての説明はさせていただきたいと思いますが、今回の質問の外にございます 歳計外現金についてのご質問ということには当たらないと思っております。

以上ですので、再度確認をしているわけでございます。

藤井本議長 西井君。

西井議員 これ、現実には市長が受け取った中で私と下村議員が、百条委員会を設置した日に抗議に 行かせてもらいました。実際、これがええか悪いか、そしたら、どういうようにおっしゃっ たのか。その同じようなことを答弁しはったらええねや。何も、一遍言うたことをこの場で 言えないわけないでしょう。議会は、そしたら一般質問は、私、議長してるときもある議員 さんと打ち合わせができてないよって拒否されたけど、実際、答弁できる問題なんやったら、 何も答弁、今までからやってたんと違いますの。これよっぽど具合が悪いよってか。

藤井本議長 このまま行きますと進まないと思いますので、西井議員、着席ください。私の方で判断 をさせていただきたいというふうに思います。

おっしゃるように、歳計外預金、予算じゃないじゃないかと、これは理事者側の言い分、 それもそのとおりであろうかというふうに思います。

(発言する者あり)

藤井本議長 次にご注意させてもらったときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じたいと思いますので、お静かに。こういう慎重な場面ですので、特にお静かにしていただきたいと、このように思います。それで、今、阿古市長から予算編成についてというふうなことで、一般質問を出されてると。確かに幅は広うございます。私、議長といたしましても、この件に関して、昨日でしたか一昨日でしたか、西井議員には円滑に進むようにということで、確認をとっておるところでございます。いわゆる予算編成、かなり広くなりますので。

一般質問というのは、議会から理事者側に出します一般質問通告書、紙に書いて、これこれこういう質問をしますよと、その中身はこうですよと、一般通告書を出させてもらいます。それともう一つ、それに基づいて打ち合わせというのを各議員、一般質問をする議員が打ち合わせ、いわゆるこういう資料だけは持っといてくださいよとか、このことについては尋ねますよとかいうのも、今の現状の一般質問だろうかと思います。今回の一般質問、11人の多くの方がされてるわけですけども、全ての方、この通告書に書かれる部分、それだけで終わってなくて、打ち合わせの中でやられてることも多々あろうかと思います。そんなところまで、私、議長としてどういう打ち合わせをされてるのか、どういうふうに話を進められてるのか、各議員の一般質問を確認するわけにいきません。

ただし、西井議員のことについて、幅広うございましたので、余計なことであったかわからないですけども、確認をさせてもらいました。その中で、歳計外のお話が出てまいりました。そのことについては、今、予期できるように、予算についてということの中から、考え方によって、見方によって、捉え方によって予算とは違うんじゃないですかということを西井議員に申し上げました。西井議員、打ち合わせでどうなってるんですかと尋ねると、打ち合わせでそれは言ってあるんだと、せやけども、議会のことでございますので、もう一度担当者とその辺をしっかりと打ち合わせをしてくださいと言うと、早速に西井議員、あれは会計管理者であったであろうかと思いますけども、もう一度確認のために、こういう議事がとまらないように呼ばれて、この歳計外のことについても西井議員の言わんとする立場から触れていきますよということを、ちょうどたまたまですけど、議長室にその方がお見えになられたので、そういうお話をされておりました。一般質問、今、葛城市議会のやり方として先ほどから出てますけども、申し上げますけど、通告書と打ち合わせに基づいてやられてるというところでございますので、その打ち合わせの中で受けられている以上、答えられる部分

は全面的に否定するものでなく、今回はお答えをいただきたいというふうに私自身考えてお りますので、その方向で進めたいと思います。

では、それで進めますので、議場内、よろしくお願いいたします。

ここで反問権を終了します。

再開いたします。

副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

もともと一般質問の事前通告につきましても、これは議会の申し合わせ事項ということで、 議会でお決めなさったルールでございますので、議長からのご指示のとおり、それについて は今回は答えさせていただくことにさせていただきたいと存じます。

それで、まずは西井議員の方から、地方自治法の第235条の4についての条文のご紹介が ございました。済みません、記憶を頼りに申し上げておりますので、もし条文が誤っており ましたら、おわび申し上げます。

この地方自治法の条文につきましては、これは地方自治体の現金の保管の方法について、第1項ではこれは歳計現金、第2項では歳計外現金について規定をしたものでございます。ちなみに、その第2項の趣旨につきましては、地方自治体はあくまで銀行ではございませんので、いろんな資金について多額の現金を、例えばたんす預金等をしていると不安だからこれを預かってほしいとか、そんなものに対しまして、これはやはり現金の保管に対しましてはいろんな職員の労力もかかるわけでございますので、そういったものを防ごうという意味では、法律に根拠があるものについて、例えば保証金の類いのものでありますとか、こういったものを、ふえもしない、減りもしないという確実な形で保管をすべきであるということを規定をいたしておるものでございます。西井議員におかれましては、非常に政令とか総務省の通知も含めてよくお調べになって、そのあたりについてお問い合わせでございますが、趣旨はそういうことでございます。議員がご指摘、あるいは問題だとおっしゃっている、これは百条委員会でも今、お調べいただいてる件の対象となっております金額の件だと存じます。これについて、なぜ今歳計外現金として市の口座にあるのかというお問い合わせについて、お答えを申し上げたいと思います。少し長くなりますが、順を追って申し上げます。

これにつきましては、もともと吉川義彦旧新庄町長でありまして、元葛城市長の申入文書を受けまして、金額といたしましては1億8,185万1,728円、こちらを歳入歳出外現金として今、保管をしておりますという件でございます。これにつきましては、平成30年1月17日に、吉川氏の方からこの金員の存在につきまして、阿古市長にそのご説明というかお話がございまして、それとともに申し入れの文書を提出なさいました。申し入れの文書の内容につきまして、これが非常に重大なことであろうということで、実は文書は一旦受け取ったんですが、正式に受理をするかどうか、まずは内容を拝見させていただきますということでお預かりをしたというのが平成30年の1月17日でありました。その内容、概要、主なものでございますが、まず旧新庄町において、歴代の収入役等が金融機関に個人名義の口座を開設し、預け入れする方法によって管理がなされていた金員が存在をしているということ、それから、吉川

氏や歴代の収入役ともに、いつ、どのような経緯で当該金員が確保され、管理されることになったかの詳細については不明であり、現在確認することが可能な方の前任者らは既にいずれも故人となっており、調査をすることは極めて困難と。これは、平成30年1月17日現在の話でございます。本来は地方公共団体に帰属する可能性が高い当該金員を、いつまでも非公式な形で個人が管理し続けることは望ましくなく、将来に禍根を残すことになりかねない、ついては当該金員を葛城市に返還いたしたいといった内容の記載がございました。

これにつきましては、その時点で当然この文書の内容が非常に重大でもございます。ただ、その中で、その金員の帰属は葛城市当市の公金である可能性が高いというふうな記載もございましたので、そのあたりも勘案いたしまして、当時阿古市長におきましては市長の判断で、この金員に係る申入文書を正式に受理することを、まず平成30年1月30日に決定をいたしまして、翌月2月5日に、当該金員の経緯が明らかになるまでの間、資金保全の措置として当該金員を一般会計には組み入れず、その他一時預かり金といたしまして、歳計外現金として一旦は処理といいますか、保管をしたものでございます。したがいまして、本市にとって申し入れの内容であれば公金の可能性は高いとはおっしゃいますが、まだ公金であることが判明をしておりませんので、歳入歳出現金に、いわゆる予算に計上することなく歳計外現金として確実な方法で保管をするという判断を市長がいたしたということでございます。以上でございます。

藤井本議長 西井君。

西井議員 今で、去年の2月から約1年4カ月、その間、市長の諮問機関である市政検討委員会でこの話を調べられたのか。実際、吉川元市長からの申入書から見たら、私も素直に読んだら公金やったんやろうなと感じるわけ。しかしながら、公金かどうかを調べて、市に属する金かどうかをきちっと市が調べて、公金にすべき理由があって公金にするのが当然、1年4カ月ほど、調査されましたか、されませんでしたか。答弁お願いします。

藤井本議長 副市長。

松山副市長 西井議員におかれましては、道の駅調査特別委員会の委員長もなさっておられますので、その観点からもこういった質問をなされているんだろうと存じますが、道の駅の場合と異なりまして、本件につきましては、実は先ほどのご説明、これは議員からのご発言もありましたように、逆に議員がお問い合わせにいらっしゃるという形ではございますが、議会に対してはそういったことで、その当時そういった決断を申し上げたということはお伝えをしてあります。その後に、この件につきましては百条委員会を設置なさっております。百条委員会といいますのは、これは議員ご案内のとおりでございまして、強制力を伴う調査権をお持ちの委員会でございます。証言でありますとか証拠の提出等について、正当な理由がなくこれを拒めば罰則があるという非常に強力な調査権、逆に言いますと、市長部局にはこのような強力な調査権を持った捜査はできません。その中で、これまでも百条委員会を設置なさって、その調査に対しましては全面的に協力をしてまいったわけでございまして、市といたしましては、今後もこの百条委員会での調査に積極的に、全面的に協力をしてまいるという形で、今後とも、ともに調査を進めてまいりたいと存じておるところでございます。

以上です。

藤井本議長 西井君。

西井議員 市政検討委員会で検討課題にしたんかどうか、そういう質問してる、答弁抜けてます。過去にいろんなことで、市民が言っていますが、都合のええときは市政検討委員会の議題にし、調べるべきことは1つも調べない。これ、吉川元市長の申入書、私も再度読ませていただきます。

葛城市長、阿古和彦殿。

旧新庄町長、元葛城市長、吉川義彦。

申入書。

貴職におかれましては、ますますご清栄のことと存じます。

さて、私は平成12年11月より旧新庄町長、平成16年10月より平成20年10月まで葛城市長を務めさせていただきました。ここで、旧新庄町においては相当以前から、本来地方公共団体によって指定された金融機関において管理されるべきと思われます金員の一部について、歴代の収入役などが金融機関に個人名義の口座を開設し、預け入れする方法によって管理がなされておりました。平成16年の葛城市の誕生後も、おおむね同様です。現在は、平成20年10月まで副市長に就任しておりました岡本・司が奈良県農協忍海支店の新村区長名義の口座において管理しており、預金額は1億8,185万1,728円(1月12日現在)となっております。

ところで、私や歴代の収入役ともに、いつどのような経緯で上記の金員が確保され、上記のような形で管理されることになったか、その詳細はわかりません。いずれ各々の前任者などから非公式な引き継ぎがなされたのみであります。現在、確認することが可能な方の前任者は既にいずれも故人となっており、調査することも極めて困難な状況です。

また、これまで上記金員の中から折々支出を行ったことはありますが、いずれも旧新庄町 及び葛城市の事務のために行っており、私的な目的のために消費したことはありません。も っとも、地方公共団体の事務においても、客観性、公正性、透明性が強く求められるように なった昨今の状況に鑑みました場合、いつまでも上記のような非公式な形で、本来は地方公 共団体に帰属する可能性の高い金員を職員ら個人が管理しつづけることは望ましくありませ んし、将来に禍根を残すことにもなりかねません。

そこで、上記金員につきましては早急に葛城市に返還いたしたく申し入れいたしますので、 よろしく取り計らいいただきますようお願いいたします。

以上。

というのが申入書です。これを書いてるのやったら、現実に言うたら、市の方からもう一度呼び出して、きちっと調べはったらええ。市政検討委員会はそういうことを調べるのと違いますの。市民からの声では、市民第一と言われながら、仲間第一の行政をしてはるのと違うかと。このようなことを市民が時々、うわさ話で言われる。このお金を調べるんやったら調べる、また警察に調べてくれという方法もあるわけですやん。

(発言する者あり)

西井議員 もう一度、先ほど読み上げましたように、歳計外で預かれるお金かどうかという疑問符が

つく。これ、何やったら国から来ておられる飯島さん、これ、歳計外で預かれるかどうか、 国の判断でどうですの。一遍答えてください。

藤井本議長 副市長。

松山副市長 先ほどから私、誠実にご答弁申し上げておりますので、しっかりとお聞きいただければ 全てご答弁の中に入っているとは存じますが、一問一答とは言いながら何点かの質問をなさ いましたので、繰り返しになることをお許しいただきたいと存じます。

まずは、市政検討委員会についてであります。道の駅調査特別委員会におきましては、西 井議員が委員長をお務めになられ、その中では市政検討委員会で既に答申がなされ、あるい は監査委員会事務局の住民監査の勧告につきましても、これは別々に調査をしたにもかかわ らず内容が符合しておりますことにつきまして、市政検討委員会の調査の内容、手法、ひい ては住民監査のあり方についてもいろいろ追及、疑問を呈しておられる議員が、この件につ いては非常に市政検討委員会でのご信頼厚く、どうして調べないのかといったことをご質問 いただいておるわけではございますが、この件につきまして申し上げましたように、これは 当然公金であるかどうかということを解明するということにつきましては、理事者側でも当 然調べる必要がございます。そこにつきまして、先ほど私、ご答弁を申し上げたように、こ の文書を受け取って、あるいはその歳計外現金として一旦保管を開始して以降、すぐさまこ の件については議会の方でも百条委員会を設置なさり、この百条委員会といいますのは、非 常に強力な調査権、これは地方自治におきましては一番強力な調査権を持った機関を設置さ れ、議会で調査を進めておられるところでございまして、この調査に対しましては理事者側 でも積極的に、全面的に協力をして、そういった意味では一緒に調査をさせていただいてい るところでございます。したがいまして、理事者側で調査をしないといったことを申し上げ ているわけではございませんので、ともに調査をさせていただいているということを申し上 げております。

それから、地方自治法の第235条の4の第2項の件でございますが、これにつきましては 先ほど申し上げましたように、これは現金を保管する場合にはこういった形で保管するんで すよということを書いてある。したがいまして、公金である可能性が高いんだけども、まだ 公金であることが断定できていないお金を預かってはいけないという条文ではございません。 このことにつきましては、当市の顧問弁護士ともご相談をし、確認をした上で当然この2月 5日の歳計外現金への繰り入れといった形をとっておりますので、そういったことも改めて つけ加えさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

藤井本議長 西井君。

西井議員 百条で積極的に協力するとおっしゃって、百条委員会が去年の2月19日に議決がなり、成立したわけでございます。この1億8,100万円余りのお金、2月5日に受け取っておられると。議会の誰かに報告しはりましたのか。このような大きな問題になるというのがわかりながら、私が副委員長で、下村議員が百条の委員長です。この2月20日の新聞紙上を見て、驚いて抗議しに行った。明らかにするんやったら、5日に受け取ったんやったら、こうこうや

という事情で議長なり、その時点で報告するのが当然と違いますか。この問題が、もう2月1日ぐらいからやかましく議会で問題になっていたと。5日から19日まで、その日にちでもごまかそうとしているんかという推測をとられて当然と違うか。預かったお金が、実際こういう申入書も出た中で預かって、ほとんどそのまま手つかずやと。百条委員会の調査に協力しますなんて、百条委員会がこのお金、答え出してくれるまで待っとくねんと、今、答弁はそういう意味になるわけや。1億8,000万円ですよ。1億8,000万円を市民のために有意義に使えたら、その金の使い方によったら、市民が大変助かる部分が出てくる。基金でお金をなおしておくのと、このお金をどちらかと答えを出して、お金を使えるようにする。全然意味が違います。基金というのは、いざ何かのときにはというてお金をためる。こんな、市から見たら思わぬ金の、あぶく銭というたら何ですけど、思わぬ金がこういうところへ出てきたと。市のものにして、早く市民福祉のために使おうかと。刑事告発するとか、方法がありますやろう。

これ、ずっと私と下村議員が、たしか市長にこの歳計外の話で面談を求めて寄せてもらった。何て答えられましたか。このお金の保全のためやと。預かって悪かったら百条でも呼んでくれなはれと、けんか腰で市長、申されたと。なおかつ、たまたま正副委員長が申し入れしたときに、去年、たしか2月20日、西川議員と川村議員がちょうど議会室におられて、何を話するのという話で、実はこういう新聞を見たから、どないなっとるのか聞きに行かんな、百条の正副としては困るやろうと、ほんで、たしか時間で寄せてもろうたと。そうしたら、正副委員長だけしか面談を受け入れない、ほかの人は帰ってくれと。これは議員全員がかかわる問題やと、調査するのに、それで聞きに行ったら、問題あるねやったら百条委員会で呼んでくれはったらよろしいやんかと。これ、真摯に調べる態度ですか。約2週間放っておいて、報告もせんと。そやから市民が、私が市民からよく聞くのは、仲間第一かと。市民第一と違うたんかなと。仲間のことは隠すけど、市民のことはどうでもええでと。このようにしか見えないという声が、私だけか知りませんが聞こえてくる。現実、そういうことが聞こえることが、私、防ぎたい。市長が健全に運営してもろうているよということを言いたいんや。しかしながら、市民がそんなことを言われる。そういうふうに言われても、私自身返す言葉がないと。

藤井本議長 市長。

阿古市長 発言の撤回を求めます。非常に無礼な発言でございます。これは認めることができません ので、議員の発言の撤回を求めたいと思います。

西井議員 私が言うてるけど、市民の声を聞いたことを言うてるだけです。

ほな、一々その市民の声の名前を言わなあきませんのか。

(発言する者あり)

藤井本議長 とめないで行かせてもらいたいと思います。西井議員からの一般質問の発言ですけども、 市長から不適切な発言というものもございました。このことについて、一般市民からのお話 ということでここでお話しされたことだろうかと思いますけども、後ほど会議録調査の上で、 適切な措置をとりたいというふうに思います。なお、議場内での発言については秩序を重ん じる、節度ある発言が要求されますので、議長といたしましても皆様に切にお願いいたした いと思います。市長におかれましても、そういうことでご理解をお願いいたします。 西井君。

西井議員 不適切な発言と言われたら、不適切であろうと。私はこのような発言はしたくない。市民 から、我々の耳に入る、実際そういうことはないと胸を張って言いたい立場の議員です。

これ以上、もうその件については申しません。ただ、質問事項はいろいろあるけど、真摯な答えがもらえないということで、この辺で私の質問は終わらせていただきます。

藤井本議長市長。

阿古市長 西井議員のご質問でございますので、天地神明に誓いまして、私利私欲で動いてるわけではございません。市民の方のどなたがそんな発言をされるのか、非常に失礼な話やと思いますが、そのようなことは全くございません。歳計外でお預かりしたことは、当然法的手続の中で確認をとった上で資金保全をしているということでございますので、いち早く予算編成の中に組み込めるように努力したいとは思いますが、百条委員会の中で調べられておりますので、その中にあえて行政内部で調べろとおっしゃるのであれば調べさせていただきますが、それを1年数カ月、議会の中でまだ結論が出ていないということについては、どのように議会は考えられるのかということを、私は問わなければいけないと感じております。当然のことながら、それだけの時間をかけながら、いまだにまだ公金であるかどうかの判断も下せない、それが今の議会の百条委員会のあり方なんでしょうか。そのことについては、あえて抗議をいたします。

以上でございます。

藤井本議長 西井君。

西井議員 やめとこうと思っていましたけど、これ、百条委員会がいまだに何とかとか、百条委員会を侮辱したような発言をされるんやったら、何で市当局は独自で調べへんのや。本来調べる義務はどこが一番あるのよ。百条委員会があるのと違うて、市が調べんなんねやろう。もともと市のお金やった可能性があるんやったら。それを怠慢しといて百条委員会、1年かかっても何もわかってない、答えを出してない、こんな話ないと思う。そこまで申し上げまして、インターネットを見ておられる市民もおられるし、傍聴者も含めて、適正な判断をされることを期待しております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

藤井本議長 何度も申し上げてますけども、先ほども申し上げましたけども、議場内でございます。 節度ある発言を要求されますので、お互いにそれを重んじていただきますことをお願いいた します。

以上で西井覚君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時00分 再 開 午後3時15分

藤井本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、8番、川村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。 8番、川村優子君。

川村議員 皆様、こんにちは。川村優子でございます。今定例会の一般質問、最終でございます。も うしばらくの間おつき合いいただきますよう、お願いいたします。

そして、先般山形県沖で震度6強の地震がございました。被災に遭われた皆様に対して、 心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。質問の内容は、 巨大台風や豪雨に備え、屋外広告物の安全点検についてでございます。

これよりは質問席にて行わせていただきます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 それでは始めさせていただきます。葛城市にとどまらず、屋外の広告物は老朽化によって、さびによる腐食、緩み、亀裂など発生している可能性があります。また、近年巨大台風やゲリラ豪雨、そして竜巻などの異常気象や地震によって、そういった影響も大いに懸念されるところでございます。平成27年に北海道の札幌市内におきまして、ビルの外壁に緊結された看板の一部が落下し、歩行者に当たり負傷するという事故が発生いたしました。その事故以来、全国的に県や市町村における屋外広告物の安全点検の徹底を図り、管理義務の法整備が進んでおります。屋外広告物による事故防止のため、屋外広告物設置者、また管理者には、日々の安全確認や設置部分の不具合がないか定期的に安全点検の実施をし、倒壊、落下のおそれがあるものは速やかに撤去、そして改修の適切な措置を講じていくことについて、法に位置づけていく必要があると思われます。

昨日は吉村優子議員が、屋外広告物の景観に対して、その規則という内容のご質問でございました。私は、今回はその屋外広告物のまず設置の安全というところに着目をいたしまして、質問をさせていただきます。

改めまして、葛城市の例規には葛城市奈良県屋外広告物条例施行規則というものがございますが、その条例と規則の関係、屋外広告物制度について、まずはお伺いしたいと思います。

藤井本議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いいたします。ただいまの川村 議員の質問に対してお答えさせていただきます。

屋外広告物制度について、屋外広告物規制の主体、法律、条例、規則等の体系についてですが、都道府県、政令市及び中核市が、屋外広告物法に基づき屋外広告物条例を定め、必要な規制を行うことができるようになっております。また、景観行政団体である市町村及び歴史まちづくり法に基づく認定市町村も都道府県と協議の上、屋外広告物条例を定め、必要な規制を行うことができることになっています。現在葛城市では、奈良県屋外広告物条例で対応をさせていただき、この条例で屋外広告物と屋外広告業の規制をしております。葛城市では葛城市奈良県屋外広告物条例施行規則を制定しており、許可の基準等について定めております。

以上でございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 今、ご答弁にありましたように、葛城市は葛城市奈良県屋外広告物条例施行規則という形で設置されているというご説明がございました。要するに、奈良県において屋外広告物に対しているいろな規制という部分で定めておるわけでございますが、その屋外広告物条例が県において定められていて、それに基づいて葛城市はその規則で定めているというご説明でございました。その条文の中で、今回質問である安全管理という、そこの部分はどのようになっているかということなのですが、屋外広告物の老朽具合というのは、私たち素人が見ても古いなと感じるようなものもございますが、中でねじが緩んでいたり、構造的に不具合があるということはなかなか見分けがつかないところでございますが、そういったところに通行中における落下、また既に落下したものによって二次的な事故につながるといった可能性も大いにあると思います。

老朽化の危険度点検というのは、事故があったりする、その後では遅いということなんです。まして自然災害での事故というのは、なかなか管理義務の怠慢であるのか、それとも管理された中での事故であったのかというとこら辺の見分けが非常に厳しいと。適正な時期に適正な点検、資格者によって適正な点検を図ったのかというところは、なかなか私たち、今、議員が勉強させていただいてても、そこのところの内容についてはなかなかわかっていないのが現状でございます。まずその責任の所在というところ、事故につながらない方策をとるということが一番にありますけれども、ここで紹介させていただきたいのは、国土交通省でこのたび、屋外広告物条例を制定・改正する1つの参考資料として、屋外広告物条例ガイドライン(案)を定められています。この一部改正が、平成28年の4月28日に行われました。

今回の改正内容は、屋外広告物の所有者、または占有者に対して、1つ目、屋外広告物を管理し、良好な状態を維持する責務があることが明記されています。2つ目に、屋外広告士などの専門的知識を有する者に屋外広告物の点検をさせなければならない旨の、そういった規定も追加されております。そして3番目に、屋外広告物の所有者、占有者が許可の更新の申請を行うときには、点検結果を都道府県知事に提出しなければならないという旨の規定が奈良県の条例ではうたわれているのかというところを、次にはお聞かせいただきたいところなんですが、現行、今の段階でこういったガイドラインというのがあるんですが、現行屋外広告物条例規則の中で、管理義務とか点検に対してどこまで規定されているのかということを、今紹介しました屋外広告物条例ガイドライン(案)に、そういった話が検討の議論の中に入っていて、前へ進んでいるのかということを含めてご答弁いただきたいと思います。

藤井本議長 市民生活部長。

前村市民生活部長 ただいまお尋ねいただいてる件について、ご説明させていただきます。

管理義務、点検に関する規定でございますが、この規定は葛城市奈良県屋外広告物条例施 行規則、葛城市の中の規則には規定はございませんで、奈良県条例で管理義務が定められて おります。奈良県屋外広告物条例の第12条に、「広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置 する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、 良好な状態に保持しなければならない」と規定されています。そして、この管理点検につい てでございますが、本年の5月27日に奈良県景観・自然環境課による屋外広告行政担当者会 議が開催されまして、奈良県屋外広告物条例及び施行規則の改正について説明がございまし た。

その改正の概要でございますが、屋外広告物の安全性の向上ということで、点検面の強化、 適正な時期に適正な点検資格者による適正な点検、管理面の強化として、適正な管理資格者 による管理を図っていくということ、そして、点検についての詳細を定めた屋外広告物安全 点検設置要綱を設置するというものです。奈良県屋外広告物条例改正のスケジュールですが、 本年12月に概要、方針を確定し、令和2年6月30日に改正条例、改正規則を公布、施行は令 和3年4月1日というふうに聞いております。葛城市におきましても、令和2年の6月30日 の県の改正条例、改正規則公布を受けまして、市町村規則の改正手続を行い、令和3年4月 1日の改正規則施行を予定させていただいております。

以上でございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 ただいまのご答弁で、議論が進んでいると。担当者会議が開催されて、こういったガイド ラインに沿った、安全性をうたった、そういった規則がきっちりと設置されていくという方 向性、かなり具体的に言っていただきまして、いろんな手続を経て令和3年の4月から、葛 城市もそういった予定になるというようなご答弁でございます。本当にこの時期に来て、い ろいろな事故等があって、それを反省点としてこういった規則をきちっと整備するということは、もちろん市民の皆様の安全・安心につながっていくということでございます。

これは過去において、こういった法がまだまだ整備がきっちりされてない状況の中であったのかもしれないんですが、私が議員させていただいてる間に、平成26年の12月17日だったと思いますけれども、葛城市に非常に強風が吹きまして、葛城市の新庄小学校附属幼稚園の西側のフェンスが、取りつけられていた8枚の看板のうち3枚が剥がれて、そのうちの1枚が付近の住民の住宅と車に接触して損傷させたと。相手方と和解になりまして、その被害に対して26万1,483円の損害賠償額を定めた支払いの議決をしております。その際も、その次の議会、ちょうど平成27年の3月定例会の中でこれが提案されまして、こういった議決に至るわけですが、ちょうど日本共産党の白石議員もこのことにつきまして質疑されまして、やはり26万1,483円といえども、市民の皆さんの税金だと。せやけども、施設設備の維持管理が常々適正に行われていることは強く求められると、看板などは当然台風や季節的な突風があれば飛ぶということは想定されるわけで、その際に十分な行政的な管理もきっちりとしておかないといけないというふうに苦言を呈しておられます。それと、その後においても巨大台風や豪雨というのは、自然災害にかなり見舞われてるわけでございます。この被害で、議決事項としてはこれ1つが事例でありますけれども、昨年の台風21号の襲来のときも、いろんなところに被害、広告物の落下とかによって被害事故というのがあったと思います。

劣化がひどい屋外広告物が、ちょっと市民の方からご指摘というか、被害に遭われたということでご相談がございました。その広告物、ちょっと古い看板が落下しまして、田んぼの中に落ちてしまいまして、それをわからずに刈り取り、稲刈りをしたときに、コンバインに

その落ちた鉄の板が絡まって、農作業ができなくなったと。破損してしまったという被害を受けたということでございます。もちろん市の方ともいろんな対応をしてお話をいただいたんですが、屋外広告物の劣化具合というの、これ、実際に市の中で安全点検、また民間の広告物に対してどのような条例規則の中で、どういった安全点検についての確認ができているのかということでございます。それについて少しお伺いしたいんですが、屋外広告物の劣化具合、それの判断というんですか、それにつきまして、市内の安全点検というのはどのようにされているのかということを、市内の中も、民間のもあります。そういった両面、市が立てた看板、そういったものについてもどうなのかということを、ちょっと答弁いただきたいと思います。

藤井本議長 市民生活部長。

前村市民生活部長 ただいまお問い合わせの件ですが、市では危険防止の観点から、屋外広告物の新規申請、あるいは継続申請手続のときに屋外広告物安全点検報告書をお渡しし、広告物の自主点検を行っていただき、提出をお願いしておるところでございますが、この報告書は設置者の自己申告で、市では点検チェックができていないのが現状でございます。それと今度は、市が設置いたしました公共の広告物につきましては設置した担当課が管理しておりまして、今回のご質問の趣旨をしっかりと受けとめ、いま一度担当課はもちろんのこと全職員で、市内で発見した啓発看板等で老朽化していたり、このまま放置しておくと危険ではと思われる物件、またスローガン等が初期の設置目的を達成し、現状にそぐわなくなってきているのではと思われるものなどについて、私どもの環境課、または設置担当課に職員の方からは知らせるように、また各区長さんとか協議役員さんを初め、地元の皆様にも防犯灯やカーブミラー、道路の穴などと同様に、ふだんお気づきになった物件についてお知らせいただけるような、そういう危険物を放置することのないように、情報収集に努めてまいらなければと考えております。

以上です。

藤井本議長 川村君。

川村議員 現行の条例規則では法的に責任を問えるような法整備ができていない中で、ただいまあった答弁は、市がこれまでに屋外広告物の安全点検ということに対して自己申告によるものだと、形式であるというふうな、そう言ってしまっても実際にはしていただかないといけないんですけれども、その必要性に直面するような事例、状況ではなかったのか、長い年月そんな形で法律がそのままになっているということは、大規模な被害がなくて、そういったことに対して必要性を感じてないということもあります。そういった経緯の中で、近年はこの異常気象による被害状況である中で、行政の取り組みというのはこれから全国的に変化がしていっていると思います。もちろん、今ほかの全国の県、市町村では、その必要性について非常に重視をしています。本市におきましても、県条例の整備、そして規則改正に向けて屋外広告物の安全性の向上ということで、点検面の強化、管理面の強化をこれからぜひ整備をしていただきたいというふうに、私は強く要望するものでございます。

屋外広告物の安全性という部分については、これからそのスケジュールできっちりと、責

任のあり方ということも含めて皆さんにご認識いただくということでございますが、参考までに、建築物についても同じく平成28年の6月から建築基準法が改正されました。近年、建築物が違法な状態で適切に管理されていなかったために事故につながったという事例には、建築基準法の第12条、法令で定められた定期点検の義務という改定は、調査員資格とか、それから定期報告の対象となる建物、こういったポイントが新制度で改正されています。12条点検を怠ると、不測の事態、事故が起きたときはその責任を問われる可能性、また定期報告の不実施、それから虚偽の報告などは罰則の対象になる可能性もあるということでございます。

今、皆さんもご存じのように、當麻スポーツセンターが建って30年がたったと。劣化が進んで、今、修理をしていただています。午前中に増田議員の方の質問の中にも、雨漏りなんかでさびどめの塗装をされているという答弁がございましたけれども、今申し上げました建築基準法第12条の改定による定期点検は行われてきたと、担当課の方から私も伺いました。そういう点検をきちっとやって臨んでいても、あのような事故になるわけです。責任が問われないといっても、やはり市民の皆様には多大なご迷惑をかけてしまったということでございます。安全点検をやってもこの被害が起こったという事実をやっぱり真摯に受けとめて、住民の皆様には多大なご迷惑をかけたことに対して、おわびをしなければなりません。それも、やはり誠意を持って、市としてはちゃんとやってたんですよということですけれども、なかなか市民の方にそのあたりのコミュニケーションが、ちょっと不足をしてたと。

私も地元からいろんなご意見を頂戴して、市の対応についていろいろとご意見をいただき ました。ただ、今回阿古市長の方も安全点検をちゃんとやっていて、あれは軒の屋根がぱっ と上がったと。さびて、雨漏りなどが原因で、さびによるものではないというような担当課 からの報告でございましたけれども、やはり自然災害に対して、建物であれ屋外広告物であ れ、補償についてとか、やっぱり市としての考え方をきっちり市民の皆様にご理解をいただ いた上で、みんなで安全点検をこれから行って、そういった災害に対して臨んでいかなけれ ばならないという自覚も、これからしていかないといけないと思います。もちろん、条例の 改正の趣旨も、安全性の向上、点検面の強化ということについてはきっちりと定め、やって いかないといけないんですけれども、市内で見受けられる市の公共物について、これからど のように点検していくかということについては先ほど部長の方から、地元の大字の区長さん からのご指摘とかそういったことも含めて、市も力を合わせてそういったことの方向でやっ ていきたいというふうにおっしゃっていただきましたけれども、市長もいろいろと地元で心 痛んだと思いますけれども、体育館の整備に関して、またいろんなことが勃発的に起こった 事故に関して、これから市としてどういうふうな対応の見通しというんですか、そういった ことも一度ご意見を頂戴して、市民の皆様に改めてその旨をお伝えいただいて、これからの 危機管理にしっかりと備えていかないといけませんので、ぜひ市長のお考えをご答弁いただ きたいと思います。

藤井本議長 市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

まず、広告物のご質問が主な趣旨であると理解しておりますので、広告物の考え方につきましては、部長からの答弁そのままでございます。いろいろなルートも考えながら調査をし、安全であるということが第一条件であると考えております。

それとあと、建物の危険につきましては、今回ここでちょっとお答えするべきなのかどうか、非常に微妙なとこやと思いますねけども、やはり公共施設等はいろんな災害も含めて、そういうようなことに対してかなり、普通の建物といいますか、一般建物よりかは強固につくられておるんですけども、昨今の自然状況といいますか、気象状況というのは異常でございます。台風自身も800~クトパスカル超えたぐらいの巨大台風で、猛烈な70メートル近い風があるような台風が直撃するということになれば、どのような手段をとっていても災害が起こるということは考えられます。そのことについて100%対応するということは非常に難しゅうございますが、何か起こったときの考え方というのは、ちょっと整理しとく必要があるのと違うのかな。従前のように通常の災害の中で何か起こって、そのことについて行政、責任があるのかないのかという判断とは別に、この新たな気象状況の中での災害のあり方、もしくはそれが周りに対する影響のあり方というのは、今の法律の考え方を消化した上で、何か対応できることがあるのか、ないのかということは、考えておく必要がもう目の前まで来ているのかなという思いがしております。議員ご指摘のように、私としても非常に心痛い思いをしたわけでございますが、それを教訓に何かできることがないのか、再度行政の中でも考えていきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本議長 川村君。

川村議員 防災・減災の意識、そこが今高まる中、今市長もおっしゃったように、何が起こるかわからないから、その起こることに対してどういう責任という部分を市民に理解していただくかという難しい域なんですけれども、この課題は今の異常気象の中で、本当にいつ起こるかわからないことを常に心配しながらやっていかないといけない。ただ、市民もそのことについて一定の理解を、今こんな形で法整備をして、みんな努力義務ですよと。市もやはり市の立てた看板について、今までは点検をしてなかったけれども、これから点検していって事故につながらないための努力を一歩ずつしていくと。この姿勢が大事だと思うんです。備えあれば憂いなしと、こんな簡単なことではないと思うんですけれども、何もしなければもっと被害は大きいです。

この課題は、たゆまぬ努力をしていかないと、これからの異常気象にも対応できない。そのために、また人は一歩ずつ、また違う知恵を出し合っていくと思います。もちろん住民の方の理解、そして協力のもとにこれはやっていかないといけないので、全て行政に責任があるとかそういったことではもちろんないというふうに、私は認識しております。

これからも豪雨、また巨大台風が予想されるこのシーズンの中、今言うてる屋外広告物、 そして建築物、こういったことだけじゃなくて、常にやはり不備がないかということを点検 していく姿勢、これは取り組む行動ということが一番大事だと。これは何回も強調させてい ただきますけども、取り組む行動です。これをやっぱり、行政が1つリーダーシップをとっ ていただいて、いろんな地域で、こうやってやっていきましょうという意気込みを見せていただかなければ、みんなで守り合える葛城市にはならないというふうに思います。また、河川なんかも、県とも協力していただかないといけませんし、いろんな危機管理、安全管理にはこれからも強化をしていただかないといけない、こんなご時世でございますので、あわせてこれから迎える非常に、また異常気象に見舞われるだろうと心配するこの季節において、皆さんの気持ちを1つにしてこれからの取り組みというものをご理解いただきまして、ぜひとも乗り越えていただかなければならない、いろんな課題を抽出して、しっかりと皆さんで守り合っていきたいというふうに私は思いますので、そのことをお願いいたしまして私の一般質問は終わらせていただきます。本日はありがとうございます。

藤井本議長 川村優子君の発言を終結いたします。

これで一般質問は終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は6月27日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、あす21日から25日までの間、各常任委員会、予算特別委員会がそれぞれ開催されま すので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後3時46分